

決算特別委員会記録（第1号）

平成26年9月9日 火曜日 午後2時00分開議
 委員長 伊藤 操 副委員長 石川 正志

出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	下山准一	委員	16番	新田道尋	委員
18番	森儀一	委員			

欠席委員（1名）

17番 山口吉静 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 小野享	税務課長 佐藤信行
市民課長 月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 荒澤宏二	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者長 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 森隆志	学校教育課長 長谷部 薫
社会教育課長 伊藤洋一	神室荘長 武田清治

監査委員	高山孝治	監査委員局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 会長	矢作勝彦	選挙管理委員会 会長	小松孝
農業委員会 会長	星川豊	農業委員会 会長	浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	総務主任	三原恵
主査	川又秀昭	主査	沼澤和也

本日の会議に付した事件

委員長の互選
副委員長の互選

開 議

平向岩雄臨時委員長 皆さん、御苦労さまでございます。

ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、平向岩雄が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者は山口吉静委員の1名であります。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

平向岩雄臨時委員長 これより委員会条例第10条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に伊藤 操委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました伊藤 操委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄臨時委員長 異議なしと認めます。よっ

て、伊藤 操委員が委員長に当選されました。それでは委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

伊藤 操委員長 ただいま決算特別委員長に当選いたしました伊藤 操でございます。皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

伊藤 操委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に石川正志委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました石川正志委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石川正志委員が副委員長に当選されました。

石川正志副委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

散 会

伊藤 操委員長 それでは、9月17日水曜日午前

10時より決算特別委員会を本議場において開催
いたしますので御参集願います。
本日は以上で散会いたします。
御苦労さまでした。

午後1時15分 散会

決算特別委員会記録（第2号）

平成26年9月17日 水曜日 午前10時00分開議
 委員長 伊藤 操 副委員長 石川 正志

出席委員（17名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤 操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関 淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 下山准一 委員	16番 新田道尋 委員
18番 森 儀 一 委員	

欠席委員（1名）

17番 山口吉静 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎 勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 小野 享	税務課長 佐藤信行
市民課長 月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 荒澤宏二	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林 智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋 弘	会計管理者長 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 森 隆志	学校教育課長 長谷部 薫
社会教育課長 伊藤洋一	神室 荘 長 武田清治

監査委員 高山孝治
選挙管理委員会会長 矢作勝彦
農業委員会会長 星川豊

監査委員局長 佐藤正寿
選挙管理委員会会長 小松孝
農業委員会会長 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 高木勉 主査 川又秀昭
主査 沼澤和也

本日の会議に付した事件

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開 議

伊藤 操委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は16名です。

欠席通告者は山口吉静委員の1名であります。

清水清秋委員よりおくれるとの連絡がありました。

なお、選挙管理委員会委員長矢作勝彦君より午前中欠席届が出ております。

これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件でございます。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点につきまして、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第55号平成25年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 初めに、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。それでは質疑に入ります。

一般会計の歳入について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書の50ページで1款市税ということであります。当初予算を超えまして収入済額が伸びたように思います。その理由はどのように考えておられるかお聞きします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 収入済額が伸びた理由というふうな御質問でございます。

まず全体に、調定額が若干ではございますけれどももふえました。それから収納率ですか、これも昨年よりも、前年度24年度よりもふえたということございまして、調定額がふえてなおかつ収納率がふえたということで収入済額がふえたというふうに申し上げてよろしいかと思えます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1の1の1で同じページですけども、個人市民税が伸びております。その理由はどのようにお考えかということと、ただいま課長のほうから収納率が伸びたということで、これは決算審査意見書の5ページなどを見ると収納率、収入率と収納率同じだと思いますが、1.5%24年度のとときと比べて伸びております。その理由はどのようにお考えなのかお願いたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 まず、個人市民税の収入済額の増でございますけれども、収納率の増でございますけれども、まず主要施策の成果の17ページをごらんいただきたいと思います。

その第1表、それから第2表も関連でございますけれども、特に第1表のほうでございいただきますとわかりますように、納税義務者数がふえてございます。それから、この中でも所得割の部分、均等割の部分よりも所得割の部分のほうがよりふえているということでございまして、その分全体的な所得がふえているということがございます。1人当たり換算しますと、大体7,000円ぐらいふえているというふうな計算になってございます。

それから収納率の増でございますけれども、これにつきましては一番大きい理由としましては、特別徴収がこの間進んだと、市民税についてはですね、ということがあるかと思えます。25年度について言いますと、県内でも13市の中でトップになりました。そういったことで、26年度には全体的に上がりましたので、順位は逆転されるわけですが、そういうことで確実な特別徴収がふえたというのが一番大きいと思えます。

それから、主体的な要因といたしましては、やはり収納率を上げる、引き上げる努力、こういったところで特にこれまで現年度優先で進めてきたわけでございますけれども、それによって現年度の収納率がふえてきていると。それはすなわち滞納繰越分に対する注力、力を注ぐということが、そういう余裕が出てきたということになるかと思います。そういったこともございまして、今回滞納繰越分の収納率がかなり上がっております。そういうことで全体として収納率はプラスになっているというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 納税義務者がふえたということなんですけれども、振り返ってみますと、年少扶養控除がなくなって子育て世代を中心に、去年言ったんですけれども所得税と住民税で7万5,000円ぐらい増税されたということがあったように思います。そういう意味で、大して本当に年収はそんなにふえなかったとしても、課税される所得が年少扶養控除がなくなったことでふえたということで、このように住民税が課税というかふえたり、そういうことに影響したんじゃないかなと思うんですけれども、そういう見方はないかお願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 年少扶養控除の問題でございましてけれども、確かに平成24年度決算についてはその影響が直接反映されました。ただ、25年度につきましては条件的には同じでございますので、その影響というよりはむしろ、やはりその分、先ほど申しましたけれども所得がふえているというところを純粋に捉えてよろしいのかなというふうに思っております。ただ、その幅につきましては比較的小さい幅であるということはもちろん考えておるところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、決算審査意見書31ページの市税の未納状況調べというのがありまして、これを見ながら何ていうか払えない方々の苦しさとか本当に浮かんでくるわけなんですけれども、市独自減免が適用されそうな方はおられなかったのかお聞きします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 市の独自減免ということでございますけれども、恐らくおっしゃっているこ

とというのは所得が激減したということを理由にした減免というふうなことかと思えます。それにつきましては、平成25年度につきましてはそれを理由とした減免はございませんでした。そもそも申請自体がないということがあります。ただ、昨年の決算委員会の際にも私お答えいたしましたけれども、少々そういった制度があることを我々市民のほうにお伝えするという点でちょっと力が足りなかったということもございますので、今年度はその点改善してございます。しかしながら、今年度も申請は1件ございましたけれども、それ以外はございませんでした。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 市民の立場から言いますと、自分が税が納められないなって感じたときにこれを申請減免ということでやっていいものやら、やったらうまくいきそうなものやら、全然わかりません。このたびの、例えば給付金とか臨時給付金がありましたけれども、このことについても、また前冬にやりました福祉灯油にしても、本人はなかなか黙っていれば行政からあなたが該当しそうですよと言われて初めて、ええって喜ぶと同時に何かほっとするとか、そういうことがあるような気がいたします。自分のことが減免に値するかもしれないというのは、なかなかぴんとこない。福祉が受けられるかもしれないってなかなかぴんとこないものですから、やはりそれに携わっている市職員の方が関係するかもしれないと思えば、あなたが多分該当すると思われる、やってみなきゃわからないけれどいいんですけれども、そういうふうに親切に丁寧に御案内することがなければ、市民からみずからなかなか言い出せない。そういうのが市民の立場だと思いますので、職員の方は一層研究していただきまして、困っている方おられたら、該当するかしないかまで含めて相談に応じて導いていただきたいなど私

は思いますので、どうかお願いします。

また、もう一つ今、今年度減免申請あったけど残念ながら通らなかったということでありました。そのことについては、生活保護世帯の基準というのがあります。そこをあわせて見てどうだったのかまでも私は検討すべきではないかなと思った次第です。その点についてはどうだったのでしょうか。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は平成25年度の決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことをよく踏まえて質問の趣旨を明確に発言お願いいたします。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) あと、1件ということについての今年度の話でしたので、また来年度か後にしたいと思えます。

次に、決算審査意見書の6ページ、第10款地方交付税ですが、前年比3億2,100万9,000円、6%も減だということでありました。21年度から24年度まで伸びてきた地方交付税です。これが新庄市の財政をよくなるほうに導いた力になったと、一番の力でありました。25年度大幅減であります。その原因は何と見られているのか、今後の見通しとしてはどうなのかお願いいたします。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 地方交付税の減額に対する御質問でございますけれども、決算の見込みの説明の中で若干申し上げたところでございますが、基本的にはまず普通交付税につきましては基準財政収入額、いわゆるその収入となる基準の部分が計算上1億5,600万円ほど増加しております。この分に対応していわゆる減額になったというところでございます。あわせて特別交付税につきましても、平成24年度につきましてはかなり除雪経費ということで特別事由を認めて

いただいたところでございますけれども、25年度分についてはそれほど多くなかったというところで、24年度に比べて1億6,000万円ほど減額になったということで、合わせて3億ちょっと減額されたというところでございます。今、佐藤委員のほうから21年度からかなり何年間交付税がふえてきたという時代がございますけれども、状況的には当時の政権の判断というところもでございますけれども、いわゆるかつての三位一体改革の激変に対する、いわゆるその寄り戻しといいますかそういう措置が大分国のほうでもとられておまして、この間大分地方交付税については配慮していただいた時期がございます。ただ、今回の減額につきましては先ほどの市税等の論議にもございますように、一定程度その市税収入が回復しつつあるというところを踏まえた減額というところと、それから特別事由についてそれほど見ていただけなかったというところが大きい理由でございますので、その辺はまず御理解をいただきたいというふうに思います。

あとこれからの問題につきましては、傾向的には長い期間同じような財政規模を続けておりますので、そう激変するというふうなところはないかと思われませんが、今後の傾向としては若干減少に近い形で進むのではないかというふうには思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今後の見通しとしては減少かということであります。でも新庄市のことを考えますと、市有財産というか市の持っている建物などの老朽化に伴っていろいろ改善しなきゃいけないお金というのが今後膨れ上がるかもしれないというふうに考えて、私なども感じます。それを考えたときにも、減ってもらっては困るなという気がします。市民の暮らしを見ても、アベノミクスだと言われますけれども

GDPも4月から6月大幅に減ったようだし、私自身も含めて物を買わないようになってしまっているというか、収入減からですけれども皆さんそうだと思うんです。そういう中で、税も上がりにくくなっていくだろうということは目に見えます。それで、地方交付税を上げるためにどのような考え、行動というかしていくことを考えておられるかお願いします。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。ただいまの発言は、議題外にわたっていますので質疑の範囲を超えております。

ほかにありませんか。

1 8 番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

1 8 番（森 儀一委員） それでは、83ページの20款諸収入の4項の雑入でございます。備考欄に上段のほうに旧中部牧場飼養料、それから旧中部牧場の光熱費、3番目に旧中部牧場の除排雪業務の負担金、それから4番目に旧中部牧場敷地内の巡視路使用補償料ですか、これについてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、この4項目とそれから最上中部牧場の管理主体である最上中部牧場管理組合が平成14年の3月31日をもって解散ということで、新庄市そして鮭川村に移管譲渡されていますが、新庄市での持ち分、固有財産であります、この旧中部牧場の利活用についてもお聞きしたいと思います。畜産振興の拠点として現在の牧場機能を生かしてこれからも活用していくのか、また農業行政の進展に伴って新たな課題に対応することなど考えているのかどうかなどもお聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

旧最上中部牧場の雑入に関する御質問でございますが、平成13年度末に中部牧場管理組合が解散した当時、国有林野から牧場を払い下げる

条件としまして向こう5年間は牧場機能を維持する必要があるというふうな条件を付して求めた土地でございます。今後の畜産振興という点もありまして、当時委託管理体制を協議するときに最上中部牧場預託利用者会であったり、新庄市酪農研究会であったり、新庄市和牛改良組合等でその委託管理体制のいわゆる旧最上中部牧場利用団体協議会というものを結成していただきまして、そこで預託牛を使用させていただいてこれまで来ております。

そんな中で、その利用者協議会が利用なさっているその建物等の使用料であったり、それからいわゆる電気代とか水道代、それからそこに至るところの除雪費ということでその管理道路の除雪経費を案分していただいて、その分の使用に見合う料金をいただいたその内容がこのページにある雑入となっております。当時、おおむね10年を目標としましてこの旧最上中部牧場を維持管理していくというふうなプランをもって今日に至っているわけでございますが、やはり建物の老朽化とかいろいろあります中で、中にはやはり採草地をきちんと起こして、さらにそこに肥料を入れて対応をしている利用している組合もございまして、そういったいろんな利用者との話し合いを今後して行って、今後のあるべき姿を模索していきたいなと思っております。

ただし、不用となっているサイロとか管理棟につきましては非常に老朽化してございますので、この施設については除却の方向でおりますが、今後あの広大な約90ヘクタールの利用については、そういった協議会等と話し合いをしていながら今後の利活用について協議していきたいというふうに考えてございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) それから、近くに行ってみますと大変荒れているというところがござ

いますが、これ管理はその中部牧場の利用団体の人たち以外にも、この人たち利用している以外のところもどこかの団体でこれ管理しているのか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 いわゆるその牧道と言われる場内の道路等の草刈り作業につきましては、旧最上中部牧場利用団体協議会、こちらのほうに委託という形で歳出の面で決算ございますけれども、そういった維持管理もお願いしていると。しかし、その利用が非常に厳しい、いわゆる採草地といえますかそういう部分については、やはりなかなかそこまでは手が届かないというふうな状況でございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これ牧草地でございますので、あれだけ荒れますと何か耕作放棄地というような感じですが、そういうところで市でももう少し管理体制をして、そして早い機会に建物とかそういうものを除去するものをしないと、一度にとすると大変なお金がかかると思いますので徐々にやっていただきたいなと、このように思うところでございます。

それからお聞きしますが、用途の変更やそれから用地ですか、変更とかそういうものは今後できないものですか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 用途の変更につきましては、先ほどもお話ししましたように今後の施設の利用のあり方について協議をしていながら、今は地目は牧場という形で登記についてございますので、この辺今後の利活用の中で変更できる部分は変更していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに考えてございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 一般国道の13号線泉田道路などの供用開始というのが目に見えてきておりますので、中部牧場の将来非常に機能を生かした利活用が必要かと思っておりますのでよろしくお聞きしたいと思います。終わります。

4番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4番(佐藤卓也委員) 私のほうから、決算書で言いますと50ページ、51ページ、そして成果表の27ページ、そして決算意見書の3ページ、そこら辺を集中的にお聞きしたいと思います。

まず、第一なんですけれども、ここに上がっています収入未済額、収入欠損額なんですけれども、前年よりも、さっき佐藤委員がおっしゃっているように今回は大分解消されていますけれども、その要因になっているのをさっき少しお聞きいたしました。そして成果表にもこの納税相談員、去年も聞いたと思うんですけれども4人体制を維持して頑張っているらしい。そこら辺の成果についてもう少しお聞きしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 収納率がふえ、収入済額がふえているということで、全体としては収入未済額が減るというふうな方向にはなっております。ただ、これは一概に簡単には言えない話ですけれども、そういう方向になっております。その原因と伺いますか、その辺のお話になりますが、平成24年度から増員いたしました納税相談員、これが従来2名だったところを4人体制にいたしました。その成果が早速平成24年度であられたわけですが、25年度につきましてはさらにもっときめの細かい密度の濃い滞納整理と伺いますか、そういった作業ができるようになったというふうに感じております。そういうことで、1年目とやはり2年目とでは違

うというところがあるかと思っております。きめの細かな納税指導と伺いますか、そういう点では2年目のほうがはるかに進歩したのかなというふうに思っております。

そういったこともございまして、納税者の方に対する相談内容、その辺も、あるいは具体的な回数、頻度の高い相談、そういったことを追求いたしまして成果に結びつけているんだというふうに思っております。そんなところでよろしいでしょうか。

4番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4番(佐藤卓也委員) わかりました。その中でも、どうしても不納欠損額に対してもそこら辺がかなり多くなっているわけです。解消されたといってもこれが全て解消されるわけではございません。その中でも、その納税相談員の役割はやっぱり去年から見ても非常に重要だと思いますし、そこもやっぱりやるからにはしっかりと税の公平性のためにもしていかなければならないでしょうし、そういうことに対しても来年に対してもこの4名を維持していかれる体制なのか、それとももう少し全体的に、これ予算書を見ましても正直いろんなところ、決算書を見てもわかると思うんですけれども、決算意見書の31ページですか、このぐらいの分かれておりますし、そこら辺もやっぱりもう少し細かくすべきだと思うんですけれども、そこら辺の強化についてもう少し詳しく聞かせていただければと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 税務納税相談員4人体制については、当面これを維持するという事になるかと思っておりますけれども、私ども滞納を解決していくというに当たりましていろんな工夫をしてございます。納税相談員の方にもお聞きしているのは、やはり基本は滞納している方の完納

であると、完納ということを常に意識して仕事をしていただきたいということをお話しております。なかなか納付が困難な方が多いわけですので、現実問題として完納というのは非常に難しいわけです。ただ、そういう状態が繰り返されますと、私ども職員のほうが完納という意識が抜けてしまうというおそれもあるものですから、それはやはり基本に立ち返って、完納のためにはこういうふうな分割納付が必要なんだよというふうな指導も含めて進めるようお願いしているところでございます。そういった点で、職員のほうの意識を改革していくということも大切ではないかなというふうに思っているところです。

それから、滞納繰り越しを減らしていくということに関しては、やはり今申し上げましたような対策によって収納率を上げていくということももちろんございますけれども、この間先ほども申しました現年度分を優先して回収しているということから、現年度分の収納率がこの間上がってきております。それで、滞納繰り越し分のほうに振り向ける力というものがふえてきているということで、全体としては滞納繰り越し、特に収入未済になるかどうかというのが肝心ですけれども、収入未済がふえるか減るかというのは滞納繰り越し分というのはこれ以上ふえることはない部分です、これは回収をすればするほどというところがございますので、ただそれに現年度分の未納が繰り越して加わるということで滞納繰り越しが全体としてはふえていくという構造になっておりますので、現年度分を少なくしていくことによって滞納繰り越しのほうに繰り越していく額を抑えていくということをやったり地道に繰り返していくしかないのかなというふうに思っております。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。
伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。ぜひとも努力を惜しまず頑張っていただきたいと思います。

そしてもう一つなんですけれども、去年も聞いたんですけれども、軽自動車税のコンビニ収納なんですけれども、そこら辺の効果はどのくらいあったのかもよろしくお願いたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 軽自動車税のコンビニ収納でございますけれども、主要施策の成果の28ページをごらんいただきたいと思います。25年度はコンビニエンス収納の初年度、1年目でございます。初めてやったわけでございますけれども、ごらんのとおり一般というのは納付書をお送りする、納付書で納めていただくという方です。それから口振というのは、口座振替になりますけれども、その右2つ隣のほうにコンビニ納付の件数ございます。利用率が24.49%ということでございますので、これは一般という納付書で納める方、この中の4分の1の方々がコンビニを利用されているというふうなことです。それから、普通は金融機関等の窓口で納めていただいていたわけですが、金融機関が開業していない時間帯、夜、それから土日ですけれども、この時間帯に納めていただいた方々が約6割に上るというふうな実態がございます。そういう意味でも、納税者の便宜を図るという点からしてもこれは非常に有効な手段かなというふうに思っております。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） これに対しての費用対効果はどのくらいと考えていますか。よろしくお願いたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 コンビニ収納に関する費用対

効果というふうなことでございますけれども、初年度平成25年度につきましては、初年度というのはコンビニの初年度でございますけれども、約100万ぐらいの出費でございました。これに対して、コンビニだけで納めていただいた方といっても費用対効果比較不可能だと思うんですが、要はコンビニでもってコンビニ収納をやったことによりまして納期内納付がふえたと、これが約5%ほど納期限内に納めた方がふえてございます。これが最終的にどのぐらいの率になるかということがコンビニ収納の効果というふうに考えてよろしいかと思うんですが、5%そのままの収納率アップにはつながりませんでしたけれども、その半分程度の収納率というふうなことになって、全体としてコンビニ収納によって納期内納付が進んだその貯金分が最後まで蓄えとして残ったというふうに考えております。その分の金額という点では、ちょっと出してございませんけれども、以上でございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） なぜこういう質問をするかといいますと、いずれはこういう時代が来るのではないかというその試験的なものもあるのではないかなと思います。というのは、期限内に納めていただければそれだけ財政が確保できるわけですし、いずれはこういうことが軽自動車税以外にも発生するのではないか、その辺のシステム開発も必要だと思いますので、そこを踏まえてこれからの時代はやっぱりコンビニという便利なものがあるわけですから、そこも踏まえた収納ということも考えていく必要があるかと思っておりますので、今回言わせていただきました。質問は以上です。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 私のほうから質問させ

ていただきます。決算書50ページ、1款2項及び6項の、それから成果の24ページ、固定資産税と都市計画税についてであります。

4つほどあります。1つは、土地について。2つ目は、家屋について。3つ目は、都市計画税について。4つ目は、交付金について。

次に、決算書の72ページ、16款2項財産前払収入に関することあります。1つ目は、土地の売り払い金、これは中核工業団地を除いたものです。2つ目が、萩野小学校の立木売り払い金。それから3つ目が、物品売り払い金。この3つでございます。

それでは、固定資産税と都市計画税についてお願いしたいと思います。

まず先に、土地についてお伺いします。成果に各土地の負担水準に応じて負担調整措置を講じ評価額を見直すとあります。この内容についてお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 主要成果の24ページの件でございますけれども、負担水準というのは個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額、新しい評価額ですが、これに対してどの程度まで達しているかという割合を示すものでございます。これは平成9年度評価がえ以降、地域や土地によりばらつきのあります負担水準、これを均衡化させることによってそれを重視して税負担の調整措置を講じるというふうな内容でございます。宅地につきましては、負担水準が高い、高ければ引き下げまたは据え置きを行う。逆に負担水準が低ければ、一度にではなくてなだらかにこれを上昇させるというふうな、そういった調整措置になっています。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 今お聞きしましたけれども、これは毎年このように措置を行うことに

なりますか。それで、最も多いのはどちらに類しますか。要するに、少ないほうなのか多いほうなのか、この調整に措置をとるための何といえますか、数字的なあれですね、少ないほうでしょうか、多いほうに属するほうがこの負担調整が多いことになりますか。お願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 負担調整措置のことでございますけれども、平成9年度から本格的にこれ始めたわけでございます。こういう調整をやりまして、ばらつきをだんだん平準化していくということがこの間繰り返されてきたわけでございますけれども、平成24年度の評価がえのときになります、負担水準が低い土地というのが住宅地に占める割合が23年度に4%まで減少いたしました。それから、こういった負担調整のための特例を適用している土地の割合が66%、本来の課税標準額で課税されている土地が30%となっております。平成9年度当時からの負担水準のばらつきの幅を狭めていくというふうな目標がほぼ達成されてきているというふうなことがございます。以上でございます。

8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) なぜこのようなことをお聞きしますかといいますと、固定資産税の税収がこれ毎年下がっております。去年から5年さかのぼって見てみました。ちょうど5年間で10%の税収減であります。税収減ということは、当然率が変わらないわけですから課税標準額が下がっていると、こういうふうになると思いますが。それでこの10%というのは、ちょっと私も意外だなと思ったんですね。もっと少ないのかなと思ったらやっぱり多いんです。先ほど御答弁ありました24年度に評価がえしたと、こういうふうにお聞きしましたが、これ何か聞くところによりますと3年に1度評価がえをするとい

うふうに聞いているんですけども、そのとおりなんでしょうか。

それと、この毎年下がっているこの税収をもしかしての話なんですけれども、補おうとすれば、先ほどちらっと申しましたが税率というものがあつたわけですね。この税率は、現在は1.4%で課税されております。このことは皆さん御承知だと思いますが、さらにこの1.4%の上に限度額があると、こういうふうには承知しております。この1.4%をもし変えようとするならば、あるいは見直そうとすれば、どんなときにこういうふうな税率の見直しをできるか。しなくてはならないときというのはいつごろなのか、もしわかれば教えていただきたいと思つています。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 先ほどの負担調整ですけれども、これ毎年行うというふうなことでございます。それから、ただいまの御質問でございますけれども、固定資産税の減収というふうなことで、この間5年間のスパンで見ますとそういうふうになっているというふうなことでございました。25年度実態を見ますと、現年度分で土地につきましてはこれは年々の下落修正でもってやはり減少しております。それから、家屋につきましては若干増というふうになっております。微増です。それから、償却資産がプラス5.5%ということで比較的大きな伸びを示しているということで、現年分だけを見ますと今年度は若干伸びているというところはございますが、ただ全体の流れとしてはやはり減収傾向にあるというのは否定できないかなというふうには思つてございます。その点を改善する、あるいはそこを脱却するというようなことで、税率1.4%これについて場合によってはそれを引き上げるといふことも含めてというふうなお話です。新庄市の場合は、1.4%の税率を適用してございます。地方税法によって市町村は条例で

これと異なる税率を定めることができるというふうになってございますので、じゃあそれ以外の税率を適用しているところはどこかあるかというふうになりますと、県内の13市では米沢市で1.5%という税率を設定してございます。それ以外の市は全て1.4%ということで変わりございません。米沢市の場合は、昭和57年ころというふうに記憶しておりますが、財政再建団体になったというようなことがございまして、その際に税収を確保するために税率を改正したというふうな経過があるようでございます。それが今も同じ税率でもって継続して、当面見直しは行わないというふうなお話をしていますが、そういうことで引き上げるとすればそういうきっかけになるのかなというふうに思っております。ですから新庄市の場合は、今のところ1.4%という段階を超えるということは余り考えていないというふうに思っております。

それから評価がえの件、基本的なところで御質問いただきました、3年に1度今度は平成27年度というふうになっております。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 税率の見直し、下げるなんてことは決してないと思います。やはり米沢市のように上がるということは、市民にとっては非常に困りますので、この件についてはしかと伺っておきたいと思います。

2番目に進みます。家屋についてであります。納税者が前年より3.8%減っております。課税標準額が逆に3億円を超えておると、ちょっとアンバランスの意味がわかりません。ここを簡単にいいですから説明してください。

それと、納税者が先ほどの3.8%というのは470名に該当します。この方が減っているのに、家屋棟数減が99棟にとどまっていると。この2つをどのように考えればいいのか簡単に説明をお願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 初めの御質問でございます。

納税者が前年より3.8%減ったと、それに対して課税標準額が3億円ほどふえたと、アンバランスというふうなお話ですけれども、結論から申し上げますとこれ因果関係はございません。といいますのは、新たに新築された家屋の場合、課税標準額というのは非常に高くなります。逆に何年もたってから解体する家屋というのは課税標準額が安くなっているという、そういうことでいいですと年々ふえていくというのが基本かと思えます。しかしながら、3年に1度の評価がえの際にこれ見直しますので、その年に限っては減額になるというふうな流れが繰り返されております。そういったことからいいますと、直接この新築家屋の棟数の違いで年ごとの増加額というのは変更になることはあると思うんですが、納税義務者数の増減と課税標準額の増減には因果関係はないというふうに考えております。

それから2点目でございます。いわゆる納税者が470人減ったと。ところが家屋の減少した棟数が99棟にとどまっているというふうなお話でございました。これも連動しているとは言えないことになります。納税義務者が減る要因の第1番というのは、納税義務者が亡くなられた場合、それからそれに引き続く相続の手続が解決する決着を見ると、この一連の流れが約半数を占めております。それから、あとは売買ですね。売買というのは、納税義務者から別な人に売るわけですので、納税義務者の数は減らないんじゃないかというふうに思いますが、ところがもともと納税義務者であった方に売った場合などは減ってしまうというケースもございます。それから、一番わかりやすいのは家屋だけを所有している納税義務者がその家屋を解体したという場合は、これ納税義務者と家屋の棟数が同

時に消滅するということになるケースですので、これは関連が当然あるわけです。しかしこの数は非常に少ないというようなことで、全体としてはやはり死亡、それから相続、これによる影響ということで、必ずしもこれは連動しないというふうに考えております。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。

次に、直接税には関係ないと思われませんが、先ほど家屋の解体という言葉がありました、昨年度この居住用の空き家の解体、これは何棟ぐらいだったのでしょうか。これは実際住んでいるところだったのでしょうか、どうでしょうか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家ということで新庄市の空き家等の適正管理の促進に関する条例ということで空き家を担当しております環境課のほうから回答させていただきたいと思います。

昨年度環境課のほうから空き家の適正管理ということで指導をして、その中で解体していただいたというのが6棟ございます。それを含めて自主的に空き家にした、更地になったという部分が36戸でございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 6棟の36棟、これはどうですか、環境課長から見て空き家数全体のことを捉えた場合、結構進んでいるなどこういうふうに感じますか。どうですか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 現在、26年の4月1日現在、25年度末ということになります、空き家等についての全棟数、当初463棟ございました。そのうち利活用、更地分を除いて純粋に空き家管

理されていないという戸数が326棟、この中で指導も含めまして全体で36棟が解体し更地になったという数値でございます。この数字そのものが空き家等の中で適正な管理ということはどうなっているかという部分についてはなかなか難しいでございます。私どものほうで把握している状態としましては、危険等があるとか安全的にそこを通れないとか、危害を及ぼすとかというふうな相談を受けての確認ということがまずありますので、その他できちっと管理されているという部分については私のほうではなかなか把握できないという部分があります。それから、雪等で潰れてしまっただけのままになってきちっと更地になっていないかという部分もパトロール等なかなかできない状況にありますので、そこは確認されていない部分もでございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） はっきり言えないようですけれども、私から見ますとやはり進んでいないというふうに見えます。その理由の一つとしてですけれども、よく聞く話なんです、解体しちゃうと更地に戻る、それで更地に戻れば固定資産税が上がるよと、こういうふうによく聞く話なんです。居住用でなくなったから税金が上がると。わからんでもないですけれども、これについてどの程度上がるのか、あるいはそこを具体的にというふうに、ちょっと大変だと思いますので、標準的な一例でも結構ですので、どのぐらいの率が上がるのかわかればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 空き家解体が進まない理由の一つとして固定資産税が上がるというふうなお話でございますが、これは住宅用地に対する課税標準の特例というものが取り払われるという

ことでそういうふうになってございます。200平方メートル以下の住宅用地については評価額の6分の1を課税標準として課税するわけですが、これは特例が取っ払われることによりまして6倍になるのではないかとというふうに誤解なさっている方がいらっしゃいます。実際はそれほどではないというふうなお話になるんですけども。一般に住宅用地、建物の建っていない住宅用地としての宅地ですけれども、固定資産税は評価額の7割程度を課税標準として課税しております。したがって最初の段階から評価額満額を課税するというわけではなくて、そこから7割落とした状態を課税標準として土地には課税しておるわけです。それが家が建つことによりまして、課税評価額の6分の1あるいは200平方メートルを超えた部分になりますと3分1というふうになるわけですが、その特例が外されますとどのぐらいになるかと、一つの例でございませうけれども、基準となります面積であります200平方メートル約60坪の宅地の場合、土地だけの税額で比べますと6倍でなくて約4倍程度。それから、もうちょっと広い土地、300平方メートルの土地でいいますと、これは約3倍程度というふうに見られます。ただ、これはそれぞれの個別の事情によって多少の違いはありますけれども、大体そのぐらいになると。以上でございます。

伊藤 操委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ただいまの税務課長の説明で200平方メートル以上、300平方メートル

以上おのおの上がる倍率をお聞きしました。高いですね、3倍とか4倍というのは私は高いんじゃないかと思えます。それがまたその土地に住宅を建てれば下がるんでしょうけれども、そうでない限りこの状態がずっと続いてしまうということは、やはり負担が多いと思えます。ちょっとこれだけじゃなくてやはり空き家は解体費もかかるわけです。それらを踏まえますと、やっぱりなかなか一気に進まないのかなというふうには感じております。でも何かいい方法がないのか、今後役所の頭のいい皆さんで考えてもらって解体が進むようお願いしたいなというふうに思えます。この件については、以上にしておきます。

次に進みます。都市計画税についてであります。2億1,000万ほど税収があります。これは主に何に使われているのか、お願いいたします。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 都市計画税の使い道ということでございますので、財政課からお答えいたします。

基本的に税の目的としまして、都市計画区域内のインフラ整備を進めるという建前でございまして、街路事業、公園事業、それから下水道事業、これらの都市計画事業費に充当しているという状況でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。これは都市計画区域内と、こういうふうに限定したというふうに理解してよろしいですか。もう一度お願いします。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 委員御指摘のとおり、都市計画区域内の都市計画事業に充当しているという

ことでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 次に、交付金についてであります。

前年よりも納税額が9%ほどふえております。それと、この成果にあります国・県から価格通知というふうにあります。この価格通知というのは、一方的に国・県から来るのだろうとは思いますが、その場合隣接の民地とのこの評価額等についての差があるのかどうなのか、その辺わかったらお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 国有資産等所在地交付金の額が上がっているというふうなお話でございます。その中身ですけれども、もちろん減ったものもある、ふえたものもあるわけですが、全体として伸びたという大きな理由になったものが、山形県病院管理者分、これが約168万円の増となっております。これは小田島町の医師宿舎分でございます。それから、東北森林管理局の分収林分としまして54万円の増、こういったところが主要なところになっております。

続いて、国、県から価格通知というふうなお話です。隣接民地との評価額に差がないのかどうかというふうなお話ですが、近傍の類似地との評価額に準じているということから、評価基準に近所の土地と差はございません。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。時間ありませんので、次ですね、先ほども申しました財産の売り払いの収入関係についてお伺いします。

まず先に、土地の売り払い781万円、これの内容です。それから2番目の萩野小学校の立木

の売り払い金827万円、それから3つ目の物品売り払い金330万円、おのおのこの内容をお願いします。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 私のほうから、土地の売り払い金781万円と、それから物品売り払い金330万円についてお答えをいたします。

基本的には、昨年度いわゆる遊休地ということで売却をかけた案件が何件かございますけれども、そのうちもとの土内分校用地が188万円、それから北辰小学校の10周年というのがございましたけれども、これも用途もうこれから使わないということでしたので近隣の方に87万円で売ったということがございます。ただ、そのほかの案件につきましては市内の開発行為、またはその国、県の事業に伴う法定外公共物のいわゆる売り払いという形になりますので、最近こういうケースが非常に多いのですが、それがほとんど全てという形になります。

それから物品売り払いにつきましては、基本的には市がもともと使っておりました除雪車、それから公用車、一応我々としては廃車措置にするのですが残余価値があるというふうなところを鑑みまして、いわゆる見積もりをいただきながら入札をかけて、いわゆる希望者に売却しているというところで、額的にはそのロータリ除雪車210万円というのが1つ大きいのがございますけれども、ほかの小型除雪車とか小型自動車、これらに関する売却益という形で御報告させていただきたいと思います。以上です。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 委員長、森隆志。

伊藤 操委員長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 それでは、萩野小学校学校林の立木売り払い金について私のほうから御答弁申し上げます。

中身につきましては2カ所ございまして、1カ所が土内吐出地区、これは萩野地区いわゆる萩野村時代からの学校林でございます。そちらのほうは782万ほど。もう1カ所が、いわゆる国有地をお借りしまして植林しておりました部分、これが45万。合わせて827万ほどになります。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ただいま萩野小学校の立木関係説明いただきましたが、2カ所、土内のほうが多いようですけれども。これですね、なぜ今の時期にこの立木を売却しなくちゃならなかったのかですね。あと、この山林の間伐とは見えませんが恐らく皆伐じゃないのかなと思います。これの面積と、それから立方メートル数、この辺わかりましたらお聞きしたいと思います。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 委員長、森隆志。

伊藤 操委員長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 萩野小学校のいわゆる吐出地区の部分が782万ほどになりますけれども、こちらにつきましてはいわゆる萩野村時代からの萩野小学校の学校林となっております。このたび、来年の4月から統合しまして萩野学園になるわけでございますけれども、いわゆる昔からの萩野小学校の財産というふうなことでこのたび処分いたしまして、いわゆる歳出のほうにも出てまいりますけれども、その分を学校づくり協議会のほうに負担金として出しまして、いわゆる閉校記念事業等に使用するというふうなことでございます。

あと、平方メートル数でございますけれども、吐出地区が約5万平方メートル、5町歩ほどで、伐採の石高はちょっと今資料の手持ちがございませんけれども、本数としましては5,000本ほ

どの本数になってございます。以上でございます。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入について質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算167ページの10の1の3で謝金というのがありまして、1,793万9,283円でこれでは成果の115ページの14で地域コーディネーターの配置とかかかわると思います。これ学校図書館の仕事が主でありますけれども、事務補助的な扱いになっていなかったのかお聞きしたいと思います。

長谷部 薫学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 地域コーディネーターの業務内容等についての御質問と受けとめましたけれども、地域コーディネーターの業務につきましては図書館業務を7割程度充てるということでの取り決めがございます。そのほか、地域との連携等に業務を充てる、またあと校長の必要と認める業務という形となっておりますので、事務的な補助というよりは学校図書館の充実に力を注いでいるということで業務を行っているところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この地域コーディネーターという名前をつけた配置で、これは補助を受け取る立場からこういう名前をつけなくちゃいけなかったわけですが、実質は学校図書館の充実のためにほとんど働いていただいたと認識していいわけだと思います。それで、これが本当に図書館の今重要性というのが非常に高まっ

ているような気がして、これ補助が何年か限定だったようにも思うんです。補助がなくなっても市としてはやっぱり学校図書館の重要性から続ける必要があるようなものではないかなと思っているのですが、どう御認識していらっしゃるか。また、この補助が終わって変わる可能性はないかお聞きしたいと思います。

長谷部 薫 学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操 委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 この事業につきましては、学校支援地域本部事業という事業でありまして、国と県からそれぞれ3分の1、市から3分の1の補助という形で運営しておるところでございます。新庄市でも読書教育の充実というところについては、教育の重点と挙げておりまして、読書好きの子供を育てることが学力の向上や心づくりに資するということで取り組んでおります。この事業につきましては、年次でこれから27年度事業等についても実施されますが、なくなった場合については財政のほうと協議しながら大事な事業ですので検討していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうか続けられるように頑張っていたきたいなと思います。本を読まない、知らないという家庭であっても学校教育の中でこれを大事にすることで、貧困格差が広がる中であっても、心寒々としたときに本が読めるような子供たちになるということで、とても大事なことだと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、決算173ページの10の2の3で、小学校給食管理運営事業費があります。8,000万円です。成果の113ページの8で地産地消の割合が高まっている、これに関して高まっているとお聞きしました。この地産地消の割合が高まっているという具体的な全体の地産地消の割合

が高まっているという数字はどこにも出ていないように感じるんですけども、わかっていたらお願いいたします。

長谷部 薫 学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操 委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 成果表の113ページにありますような給食に提供した主な地場産作物にキロ数が載っておりますが、これにつきましては昨年度の成果表と比較しましてもキロ数が上がっておりますので、地場産物の使用状況については新庄市のほうでは学校給食について上がっているというふうに捉えているところがございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 御努力本当にありがたいことだと思っております。成果の113ページの今は（2）でしたが、（3）で調理師研修会というのがありまして、ここでは衛生管理の研修が主であります。それだけでは足りなにかということなんです。というのは、さきの一般質問などでも子供のアレルギーの増加の話がありました。これは全国的な問題になっているわけで、このことに関しては調査結果では輸入食品の増加と同様にふえていることが実証されております。中国からの冷凍ギョーザ事件、中国のチキンナゲットの肉、狂牛病、O157、食中毒事件は米国産の輸入牛肉の危険性が指摘されております。ここで、調理師研修の関係なんですけれども、加工食品ではなくて例えば、ハンバーグの手づくり、コロッケの手づくり、カレーのルーの手づくり、みそ汁のだしなど、前かつて全部直営だった時代、調理師らが研修によって手づくりを一生懸命やっていたように思います。そういう意味では、国産の素材を使って手づくりを奨励していくべきではないか、そういう研修も含めて取り組んでいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は平成25年度決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確にお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、地産地消も含めて調理師の研修の中で地産地消を高めていく、より安全な給食をする意味で高めていく手だてというのは、この25年度やってみてさらに考えていることがあればお願いします。

長谷部 薫学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 食の安全性及び地産地消の給食提供ということでございますが、献立につきましては毎月献立検討委員会をもちまして市の担当職員と給食関係者によりまして、安全な食の提供と郷土料理等の提供を行っておるところでございます。それにつきましては、給食調理業者についても連携を図りながら取り組んでおりまして行っております。

なお、食の安全につきましては文部科学省の学校給食衛生管理基準等に記載されておりました、例えば不要な食品添加物を使ってはいけなとか、あと内容表示、期限表示とか販売業者との名称所在地、使用原材料、保存方法が明らかではないものについては使用を禁止されているということが規定されておりますので、それにのっとりまして安全な給食の提供に努めているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） より一層、安心・安全そしておいしい給食のために頑張っていただきたいなど期待しています。

決算の185ページの10の4の11で、駅伝大会新庄・最上チーム強化対策事業負担金212万1,000円というのが載っています。成果のほう

では126ページで19で強化選手の配置ということが載っております。この駅伝大会のためにそのほか、この新庄・最上というわけでありますが、新庄・最上ということですから広域とか最上町村全体としてはどのような対策を行っているのかをお願いします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 駅伝対策についての御質問でございます。駅伝につきましては、新庄・最上チームということで県縦断駅伝と参加してございますが、これについて陸上の底辺の底上げということも含めまして、最上8市町村総意ということで対策に進んでおります。強化対策事業はまた実行委員会負担金ということで最上8市町村から負担金をいただきながら進めております。特に強化対策については、有力選手ということでこちらにお手伝いに来ていただける方をピックアップしまして御協力をいただいているということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 聞くというか、資料でホームページ、インターネットで見たときに、広域の消防の職員の採用の枠の中に、陸上競技の全国的なレベルを持った人も1人配置するという採用枠を設けているようです。それで、私としては地区内の人、これで結局強化選手の配置ということで結果見てみますと、本当は新庄市内、最上郡内の人であるべきなんですが、そうでない他県とか他地域とかの人が配置されているように思うんですが、これの矛盾といたしますか、どう考えますか。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの発言は、質疑の範囲を超えておりますので注意いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 強化選手の配置ということで来ていただいている方を考えてみますと、新庄・最上の方でなかったと聞いているんですが、その点は私としては地区内の人の競技力の向上こそこの私たちの税金を使うときに重要でないかなと感じるんです。地区の名前を高めるためにほかの地域から人を呼び寄せるのは無理がないのかと、行政の名声ではなくて住民の力を高めることに力を入れるべきでないのかと思うんですが、どうだったでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 駅伝の強化対策事業、随分長い間やってきておるわけではございません。もちろん、目的としては地区の陸上競技力の向上にあるわけでございます。ただ、時間的にまだそう長くないということから新庄・最上でその駅伝の強化対策の方から走り方を習った人がまだこちらに戻ってきているという状況ではございません。そういったことで今後継続している中から、こちらの強化対策事業の選手の指導を受けた生徒が社会人になって戻るということを期待している事業でございますので御理解いただきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 私としては、こんなに無理無理ほかの地域から人をお金出してやるということよりも、順位は多少落ちても地区内の青少年を育て、地区内の人たちにやっぱり走っていただくと、代表として、そういう駅伝であるべきでないかなと考えるんです。無理してほかの地域からお金を出して職員を採用してまでやる必要ないのではないのかなと思うんです。そういう意味からも考えていただきたいということで、終わりたいと思っております。

次に行きます。

133ページの4の2の4で、エコプラザもが

み4億8,400万円、リサイクルプラザもがみ8,416万3,000円ということで、成果表のほうでは70ページの1ということで(1)、(2)、(3)というふうに出ておりました。ここで見て感じることで思ったんですけども、事業系ごみの増大ということがあると思います。資源化が減っているという現状でないかなと思うんですが、そうですかということをお願いします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 広域のほうで処理しておりますエコプラザ、それからリサイクルプラザのごみの量ということでの御質問というふうを考えます。

この成果表の表にございますように、年度で若干の増減はございます。ごみ総量について、事業系についてもそれから生活系についても郡内全体で増加傾向にあるというふうなごみの推移があります。資源化ということになりますと、現在新庄市では容器包装分に係る瓶であるとか缶であるとかペットボトル、それらについては広域のほうに容リ法の法に基づいて適切に処理をしておりますけれども、市内に缶であれば中間処理、それから瓶それから瀬戸物については最終処分というふうな処理する事業所が出ましたので、そちらのほうで直接処理をするというふうな自家処理ということでやっております。ごみ総量についての増加傾向の中については、市民それから事業所に対しても指導の責任は新庄市にありますので、一般廃棄物として指導の責任はございますので、それはなお今後とも周知をしながらごみ減量化に尽くしたいというふうには考えております。若干増減の推移はございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） エコプラザと考えたときに、エコプラザ燃やす焼却炉があるわけです。

これは非常に高いし、管理運営費も毎年約5億円近いということで、かなり大きなお金を出しているわけです。これを今後かけるということになったら大変だなと思うし、何とか節約を真剣に考えていくということで、燃やさない方向を目指すべきでないかと考えるのですが、その手だてとしてどのようなことを考えておられるかお願いします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 エコプラザ焼却場のごみの減量についての考え方ということでございます。

焼却ごみについての総量の中でウェートを占めているのが紙ごみ、それからプラスチック類の包装袋ですね、それから重量的に多いのが生ごみというふうになります。紙類につきましては、市内の各団体、子供会と老人クラブ等を結成しております集団資源回収の中で紙、古紙としてリサイクルということで収集をお願いしております。こちらのほうは、再生業者のほう中間にリサイクルの業者の会というふうなものがありますけれども、そちらのほうで回収をいただいで再生化ということで、ごみの中から使える紙類については資源化をしていただくというふうをお願いしております。また、直接回収業者さんのほうにお持ちいただくように私どものほうで事あるごとに御案内をお願いしております。

生ごみにつきましては、現在市内の協力者をいただきながら生ごみの資源化ということで堆肥化を進めております。

エコプラザにつきましては、先ほど委員おっしゃりましたように施設相当な経費がかかりますけれども、新庄市に限らず郡内全体でごみの減量化を進めながら焼却場の延命化を図りながらお資源化を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ごみの中身を見たときに、今課長がおっしゃったようにプラスチックというのもすごく多いというふうに感じております。特にふえてきたような気がいたします。これを燃やすのではなくて、なるだけ、どうしても紙おむつは燃やすしかないかもしれませんが、わかりませんが、それ以外のきれいなプラスチック類などを資源化できるのではないだろうかと思うわけなんです。それから生ごみは全量できれば堆肥化といいますか、そういう方向を目指せないだろうかと思うんですがどうでしょうか。

伊藤 操委員長 佐藤委員に申し上げます。先ほども申し上げましたが、平成25年度決算の審査です。そのことをよく踏まえて質問の趣旨を明確にお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、減量化にいろんな手だてを考えていただいで進めていただきたいという期待を申し上げます。

次に、決算書の115ページで3の1の5で在宅老人福祉事業費というのがあります。成果に関する説明書では46ページの2の（1）で、この中で寝たきり老人おむつ支給事業というのがあります。ここには介護保険会計においてということで書いてありまして、ここの部分については介護度3以上の方が介護保険会計においてされているということを何度もお聞きしておりますのでわかります。介護保険会計を使えない一般会計ということで考えたときに、在宅老人福祉というふうに見たときに、介護保険には該当していない介護度3以上になっていないんだけど、必要としている市民がおられたか、そういう話はこの25年度なかったかお聞きしたいんです。現状を。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、

小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 主要施策の成果に関する説明書の46ページの寝たきり老人おむつ支給事業につきましては、介護度2以下の方がおむつ支給していただきたいというふうな声については私のほうでは把握してございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） それは多分、ケアマネジャーの会議などでお聞きしているだろうと思います。ケアマネジャーの会議というのは、基本的には介護保険の利用の中です。ですから、どうしても枠内である話以外はそれ要望みたいな話は受け付けられないかもしれませんので、ないのかもしれないかもしれません。市民の実態を考えたときに、私の亡くなった母も介護度後で2というふうに認定されましたけれども、その前からやはり高齢になって自分でおむつを買ったりしている場面を私も母を見ながら一緒に買いに行ったなんていう場面がありました。そのほかにも、介護度3にはなっていないので紙おむつの支給は受けないんだけど、年金が6万円ぐらいしかない中でひとり暮らしで、生活保護は受けなくて頑張っている、しかしどうしても高齢のために紙おむつが必要だということで買っておられる市民がおられたんです。そういう方を見たときに、収入が少なくおられる中で高齢になり紙おむつは自分で買っている、しかし収入が非常に少ない中で苦労しておられる。そういう方々がおられたということを見つけておきます。そういう意味で、そういう声を吸い上げる機関はないのかということをお聞きしたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 実際にこの制度につきましては、常時失禁状態というふうな、在宅ですけれども、例えば要介護1の方が常時失禁になるというふうなことを想定いたしますと、例えば介護認定の区分変更というふうな形で再度認定を受けて介護3というふうなことでなる場合もあるでしょうし、実際必要な方というのは個人差があると思うんですけれども、例えば時たま失禁してしまうとかいう方につきましてはこの制度ではお救いできないというふうなことになりますので、御本人にとっては非常に気になるというふうなこともありますでしょうけれども、制度上ある程度の区分をしなければならないというふうなこともございますので、現状の条件の中でやっていきたいというふうにご考えてございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書111ページの3款1項の3福祉タクシー給油費助成事業費があります。成果に関する説明書で見ますと45ページがありますが、タクシーの利用助成がございまして使用率は69.7%となっております。給油券のほうは利用は52人ということでした。この使用率の状況について、どう反省というか、総括ありましたらお願いしたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 主要施策の成果に関する説明書45ページの福祉タクシー利用助成事業につきましては、ここに記載ありますように使用率が69.7%というふうなことで、これにつきましては障害者の身体障害者につきましては1級、それから療育手帳A、それから

精神保健福祉手帳1級所持者に年間15枚、身体障害者手帳の2級には年間12枚の利用券というふうなことで交付しております。全員がその配付された枚数を使わないというふうな結果としてこの数字が出てきているというふうに認識しております。過去3年間の使用率を見ましても、大体65%からこの69.7%というふうなところで大体推移しているというふうなところですが、人によっては全部使う人もおりますでしょうし、中には家族の方に送っていただくとかというふうな機会があって全部1年間の間に使えないというふうな方もいらっしゃる結果としてこの数字が出ているものと思われまます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民の方も25年のタクシー券もらえると聞いて、大変喜んでもらってきたのを見てまいりました。ところが、大事にし過ぎて、いざ本当に使おうとしたときによく見たらおくれていたというか、そんな不手際もあって結局使わないままもう1回今度の新しいのを交付してもらおうようにして使うようにしていましたけれども。市民の方々は本当にこういう制度をありがたいというふうに感じているし、大事に大事に使っていきたくて思いつつも少な過ぎるという声もあります。前ですけれども、1枚が300円でなくて600円分ぐらい、基本料金ぐらい補填してくれての枚数だったという時代もありました。それから、枚数的に見たときにほかの郡内を見たときに非常に手厚いのに比較したときに、手厚い状態に驚かされます。若あゆ温泉という舟形ありますけれども、そこに行った市民の方が舟形のは高齢者の方がこんなにいっぱいタクシー券をもらっていたと、数倍、何倍ももらっていたみたいなんですけれども、元気な障害者にもなっていないような高齢者でありましたけれども、それでももらえているということに非常にうらやましいなというのが市

民の声だったように思います。介護予防ということをよく言われますけれども、元気なうちに出来るように考えていただきたいなど、そこをお願いします。

伊藤 操委員長 佐藤委員に申し上げます。ただいまの質問は本件の質疑と違うと判断しますので、この件についての答弁は必要なしと判断します。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） それでは、成果表の9ページからお願いいたします。

4番の行政評価に関することですが、事務事業評価が24年度からなっております。25年度に対してもやっておりますが、この中でもなかなか拡大が多く、縮小または改善、廃止が少ないんですけれども、その辺に対してどのような評価をなさっているのか、まずお聞きいたします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 9ページの行政評価(1)の部分であろうと思いますが、現行から終了までこのような形で24年度に実施いたしました評価対象事業全部の267事業をこのような形の区分の仕方をして表記させてもらっている、昨年度も同じような形ですが、傾向といたしまして最後の3つ、休止、廃止、終了、この部分はその時々年度でばらつきはあるんですが、全般的には少なくなっている部分。あと、その中で特徴的なものは改善しているという部

分がここ数年多くなっているというようなことで、財政再建を懸命にやってきた当時とまた異質な形の中で時代に合わせたサービスの提供の中で折り合いをつけてきているというような形で思っておりますが、今後の定員自体のこともありますので、優先順番のつけ方というものにはさらにそこを精査していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) わかりました。職員の数も年々減ってきていますし、拡大も重要ですが、ある程度やっぱり改善も必要だと私も感じております。最近の傾向を見ますと、やっぱりどうしても一般質問でもありましたとおり、やっぱりイベントとかかなり数多く、また職員の方々が数多くそういうイベントに参加して手伝っていただくということはいいことではありますけれども、職員の方々の休む時間なりも考慮しなければいけないでしょうし、そこを踏まえてある程度、縮小まではいかななくても、ある程度ここで言う統合なりをもっと考えなければいけないと私は考えます。その辺においても25年度においてはもう少ししっかりとした精査やその施策に対しての課題をもっと少し追求する、そしてそれをもっと深めていく必要があると思っておりますが、26年度、それ以降に対してもどのような対策を講じていかれるのかをお聞きいたします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 委員言われるところは非常に根幹的な部分でございまして、私どももそのような形で思っております。職員の間々が同じような意識を持って進めることが必要になってまいりますので、トップダウン、ボトムアップ、さまざまな形の中で折り合いをつける必要があるかなというふうに思います。人口減少

化の中での施策の優先度というものもありますし、定住化を図っていくためには偏った形の中での方向づけというのも非常に難しい部分がありますので、そのような中でバランスのよい効果的な行政というものが求められるというふうに思いますので、今年度は間もなく25年度に実施いたしました事務事業評価が終わろうとしていますが、今後も引き続きそのような観点から臨んでまいりたいというふうに思います。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) わかりました。ぜひとも先ほど言ったようにその選択、集中をしっかりとしていただきたいと思います。

決算表の117ページ、3款1項から質問したいと思います。それに関しまして、成果表の51ページに関連することになりますけれどもよろしくをお願いします。

児童福祉に関してですけれども、新庄市でも第3のところですか、認可外保育所のところに一番下段のところにありますけれども、第3子以降の乳幼児保育免除にかかわっていますけれども、新庄市においてまず大体どのくらいの第3子の乳幼児がいらっしゃるのか、そこら辺をちょっと予算と関係あれば答えていただきたいと思います。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

伊藤 操委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 新庄市に第3子が何人いらっしゃるかというふうな御質問でございしますが、大変申しわけございません。今、手元に第3子の資料ございません。ただ、第3子以降の保育料免除事業でございしますが、そちらにつきましては25年度については21人該当してございます。それから26年度、今年度当初予算では16人の該当がいるだろうと

いうふうなことで計上してございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。どうしてこのような質問をしますかといいますと、どうしても第3子の方でも年の離れた方、要は今この制度ですと少し穴があいておりまして、年が離れていても第3子の方については保育が必要であると私は思っております。そこら辺もこの予算にしっかりと反映して、年が離れていても第3子の方が保育できる、そしてまた保育所だけでなく私立幼稚園に入っておられていても補助できるようなシステムが必要だと思いますので、そのような穴がないように、ぜひ新庄市が子育てしてもいいところ、子育てしてもいい場所だという、思っていただけのような施策に反映して今後していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、決算書137ページ6款1項でございます。そば祭りのことに関してなんですけれども、成果表で言いますと78ページになりますけれども、これも再三一般質問でさせていただきましたけれども、新庄市のそばのうまさを広めてとありますけれども、ここら辺をもう少し選択集中する必要がありますが、このそばのうまさをどこに誰に発信していくのか、ここら辺をもう1回お聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 そばのうまさの情報発信ということで、どこに発信するかということでございますが、まずはやはり基本的には地元であろうというふうに考えます。地元の方がおいしいというふうにやっぱり言っただけないと、それはなかなか地元のそばはおいしいというふうにはならないんじゃないかと。地元のそういったおいしいおいしいという言葉が広がって

って、やがて新庄そばはうまい、そういうふうなことになっていくのではないかなと思います。同時に、テレビCMとかラジオスポットを使いながら近隣の県内へも昨年情報発信したところ、庄内とか山形とか仙台方面の方、そちらのほうからも来ていただいております。また、本日も明日と東北へそ観光祭りということで、そばガールズがいわゆるその新庄そば祭りのPRということで2日間にわたってキャンペーンを張っております。そんなことで、地元プラスその周辺の近隣の県、そういうところまではまず第1弾としては広めていきたいなというふうに考えてございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 第4回そば祭りをやったわけなんですけれども、そこら辺のところの人数も1,100人ぐらい、1,200人ぐらい1,500食、1,600食売り上げたと思っておりますけれども、これが成果として上がっているのか、というのは要はこの数字を目標にしているのか、それともこの関係団体とのこういう協力を得て広げていこうとしているのか、どちらのほうにその力を入れているのかもよろしく願います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 やはり実績評価となれば食数であったり、そこに来ていただいた来客数というものが一番わかりやすい物差しになるのかなというふうには思います。やはりその一日にふるまう食数なり入れ込み客数というものは、大石田のそば祭り、あるいは尾花沢のそば祭り、この辺を先進事例として捉えていくと、やはり一日のキャパとしてはこれぐらいが限度かなというふうなことでございます。この事業につきましては、いわゆるそのいろんな関係の団体との協力のもとでつくり上げてきたそば祭りでございます。役所だけではやれない事業というよ

うなことで、アマチュアのそば打ち部隊とか、あるいは市内のそば街道、そば道楽のいわゆる店主の皆さん、そしてまた地元の連合会の方、あるいは観光協会、物産協会、あるいはJ A、大学校と色々な形の連携のもとに第4回目まで行ってきました。そのような関係機関、団体で構成する実行委員会の中で、ことは5回目でございますので、方向性としては例えば2日間できないかというふうな意見もございますし、その辺も含めましてその辺の可能性を探ってきたいというふうに考えております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。せっかく市単独の事業でございますので、それをやっぱり単独とするのならばもっと違うやり方もあるでしょうし、そこら辺をもっと検討する必要もあると思います。またこの物品の振興も目的として掲げてございますので、そこら辺の強化をやっぱりほかの関係団体とももっと強めていって、そしてどうせやるんだったらもっとPRもする必要もありますし、そこら辺の検討がまだまだ必要かと思っておりますので、これ以上突っ込みませぬけれども、ぜひともそこら辺の考えをしっかりといただければと思います。

そのまま成果表の79ページにありますように、若者園芸塾に対してなんですけれども、ここに対しても昨年から言われているとおり塾生の数がどうしても少ないと言われておりますけれども、そこら辺は塾生の数とかその辺評価をどのように市の内部のほうでは検討しているのかをよろしく願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 若者園芸実践塾、勇氣塾につきましては平成22年の後半から年度当たり5名の定員ということで開設された塾でございます。過去平成7年から10年間やった塾におきまして

は、10年間で39名の卒業生がおりまして、このうち31名の方が地域の中核的な園芸農家としての園芸振興の推進役を担っていただいているというふうに認識してございます。

昨年の実績で申しますと、卒業生4名ございます。4名のうち2名が即就農ということで実践していただいております。もう1人の方が農の雇用ということで、ある篤農家の方に就職という形で就農してございますし、またもう1人の方は1年ではちょっと足りないというようなことでことしもう1年勉強させてくれというようなことでの今の25年度の実績でございます。22年から数えれば20人、23、24、25と4年間というふうな開設期間でございますが、この中で入塾された方が12名、そして卒業された方が10名、うち就農なさっている方が9名というふうな実績でございます。

この人数を少ないと見るのか、妥当と見るのか、その辺はいろいろ人の見方によって意見は違うかとは思いますが、やはりその人材育成という形で過去10年間の実績も踏まえますと、やはりその農業振興の基本は人づくり、担い手づくりというふうな視点でもってやってございますので、その辺をどう捉えられるか、多いか少ないかというふうな数的な評価もあろうかとは思いますが、今後の営農状況について非常に大きく期待しているところでございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） この園芸実践塾について、勇氣塾についてなんですけれども、今のこの決算を踏まえてこれからこういうふうにしていくのか、それとももう少し年数ふやして経営的なものも一緒に含めていくのかももっと考えなければいけないと思います。農家をやっている方で実践も大事なんだろうけれども、将来的には経営能力も必要ですし、そこら辺も一

緒に勉強なされたほうが、より青年がこの農業につくためには必要だと思いますが、そこら辺もこの実績を踏まえてどういうふうに将来やっていくのか、そういう考えがございましたらよろしく願います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 今の運営スタイルを今後ともずっと継続していくというふうな、いわゆる慢性的な考えはございません。その辺は今後この塾の運営協議会を構成しているJAなり県の農業技術普及課とも相談しながら、ああいうスタイルではなくて別のスタイルがもっとできないかというふうなこともありますし、例えばその篤農家に即実践力、経営力ということでその農家に就職というか、そこに1年間見習いの的なその学習することによって農業を身につけていくというふうな方法もあろうかと思えます。そういうふうないろんな多面的な面から、必ずしも今の状態をそのまま存続していこうという考えはございません。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） ぜひとも新庄にとっては大事な人材育成ですので、ある意味成功する事例をつくっていただいて、次の発展にしていっていただければなと思えますのでよろしく願います。

次に、決算書の149ページ、7款1項のインバウンド事業に対してです。成果表の97ページになりますけれども、これも各議員が一生懸命一般質問あたりでも説明しておりますけれども、その効果についてなかなかうまくあらわれていないのかなと思えますけれども、そこら辺は市としてはどのような成果を求めているのかよろしく願います。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンド事業についての御質問でございますけれども、インバウンド事業につきましては昨年度、25年度につきましては市民号と一緒にやりまして台湾のほうに百十数名と一緒にキャンペーンを行ってきたところでございます。日本全体としましては、外国人の旅行を引き受けて経済活性化ないしは交流人口の拡大ということを目指しておりました、当面1,000万という数字を掲げておりましたが、それがクリアして次は2,000万を目指そうかというふうに視野に入ってきているところでございますが、御承知のとおりまだ山形県、特に最上地域には余りおいでになっておりません。確かに国内の旅行を見据えながら観光客を誘致するということの延長線としてもインバウンド事業というのを考えているわけですが、まだまだその外国人の方々が率として非常に低い状況ですので、もしその方々を取り入れられたら非常に経済効果、それから交流人口の拡大に結びつくということで考えているところでございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） この予算に対してなんですけれども、県とか国とで一緒に連携するということはこの予算には一緒に入っているのか、それとも別の予算で入っているのか、そこら辺ももう1回お聞きいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 県の事業といたしまして、台湾国際観光博覧会とかITFとかTTEとかというところに県が主導して事業を組んでおります。博覧会に対するプロモーションをかけているところです。それらと一緒にやっているものとして年に2回ほどそのインバウンドの負担金の中に入っております。そのほかは新庄市独自の単独事業ということになります。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) せっかくいろんなところに行かれているわけですから、そのアピール度がやっぱりどうしても、新庄で始めているわけですから要は庄内置賜から負けているわけですよね、空港に来れば雪とか言えば置賜に行くほうが強いでしょうし、だとすればアピールをもしこれからも今後続けていくんであるとなれば、インバウンドに対してはもうちょっと強いアピール度、予算をかけなくてもできるアピールのやり方がもっと必要ではないかなと思います。だとすれば、このぐらいでいいのかなと思いますし、私たち委員のほうでも、いろんな言い方をされますけれどもその効果がどのぐらい出るのかが正直まだわからないで手さぐりなのかと思います。だとすればもうちょっと違うやり方をしていくほうがもっと成果が上がるのではないのでしょうか。とすれば、こちら辺でいろんな受け入れ態勢もありますが、これでは進まないでしょうし、予算の関係もあるといえばそれまでなんでしょうけれども、そこら辺をもっと強くアピールする必要があったのではないかと、あるのではないかとと思いますが、そこら辺はどういうふうに感じていますでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 委員おっしゃられますとおり、アピール度という点ではまだまだ不足しているかと思います。新庄まつり自体も昨年のDCのプレとして販売促進会議とかということをやりましたけれども、県内でも置賜のほうに行くと新庄まつりのことをよく知らないとか、関東でも新庄まつりのことを余り知らない。関西の方なんか初めて聞いたというような感じで、そういう状況でした。関西の方はことしまつりに2グループ来ていただいたんですけども、ましてや海外に目を向けますとまだ新庄最上の

アピール度は足りないというふうなことは感じております。いろいろな発信の方法ありますけれども、ことしに入ってからではございますけれども、SNSを台湾語に直してフェイスブックでアピールしたり、あるいは観光客が食事や宿泊をしたときにバックマーゲンを出すような形でツアーを組んでいただきたいというようなことで対策をしているということです。

4 番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番(佐藤卓也委員) ぜひともしっかりとした対策をとって、今年度事業、来年度事業に対しても、これ続けるのであれば頑張ってくださいほかにありませんので、ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

決算書ちょっと戻りまして137ページ、農林水産業費1項農業費なんですけれども、エコロジーガーデンの推進事業に対してなんですけれども、成果表の94ページになります。エコロジーガーデンの管理活用に対することなんですけれども、25年度も今までにないぐらいの人がこのエコロジーガーデンに来てやっているとあります。その中でも、今回は交流拡大プロジェクト実行委員会がいろんな企画を立ててやっておりますけれども、そこら辺のどういう評価を、市のほうではどういう評価を得ているのかよろしくお願ひいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 エコロジーガーデンの活用につきましては、委員御指摘のとおり交流拡大実行委員会の皆様方とともにいろいろ検討しながらやっているとこでござひます。キトキトマルシェという名前で24年度から始まっていますけれども、25年度につきましては相当の毎回1,000人以上の方がお見えになって、売り上げもだんだん伸びてきているというようなことで、すごくエコロジーガーデンを母体にした

情報発信のみならずすばらしい事業になっているのではないかと考えております。まだまだエコロジーガーデンを活用しながらいろんな事業を展開していきたいと考えておまして、なくてはならない事業、場所、エコロジーガーデンであると、それをもう少しうまく活用する方法もあるというふうに考えております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。いろんな各団体もごぞいますし、この実行委員会もいろんな方が入っていると思いますので、そこら辺をいろんな方ともっと接したり、またあそこは農業の発信地でもありますし、農家の方がもっといろいろ入れるような方もあるでしょうし、そういった取り組み方をもっとしていただきたいと思います。一生懸命、今年度あたりもいろんな方も大学生も来ていますし、エコロジーガーデンは要は通年型の新たな観光の魅力となりますので、そこら辺の取り組み方を来年度もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

済みません、ちょっと決算書のページ数がわからないので、成果表で申しわけございませんが、成果表の131ページでよろしくお願ひします。そこの24番、各種スポーツ大会でございますけれども、いろんなスポーツ大会が新庄市の健康増進には役立てているのかなと思います。その中で1点だけ気になったのですけれども、（5）、（6）ここにロードレース大会といものこマラソン大会がございます。これは素人ながら申しわけないのですけれども、走るんですからこれ大会を1つにしてとか、さっきも事務事業でも私言いましたけれども、こういう大会を1つにすれば新たな事業が生まれるのではないかなと考えております。ましてや今マラソンというのは、市長が申すような交流拡大の一つにもなっておりますし、例で言いますと東根あたりなんかはその走るマラソンの100選みたいな

のになりますと5位ぐらいに入っております、日本中でも非常に注目されるマラソン大会になっております。新庄市でもマラソン大会はありますけれども、正直申しましてまだまだ知名度なりが足りないと思っております。ですからこういうものを1つにして、よりパワーアップするようなことも必要だと思います。それに対しまして25年度はたくさんの方が参加されていますけれども、市としてはどのような評価をなさっているのかまずお聞きいたします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 ロードレース大会、いものこマラソン、似たような事業というふうに御指摘をいただきました。我々のほうではロードレース大会については、小学生が多く参加しております。これについては私の子供もそうだったんですが、非常に子供たちが意欲を持って自分は走りたいと、記録を出したいと、そういった意欲を持って参加している大会であると思っております。また、いものこマラソンについてはそういった観点とは少し離れまして楽しみながら走る、親子で走るといった要素も含まれている大会ではないかなと思っております。非常に開催の時期に当たっては近いという御指摘ももちろんあることは承知しておりますが、この事業についてはそれぞれ目的がございますので今後一層検討を加えまして、こういった時期に開催すればいいのか、こういった中身にすればいいのか検討したいと思います。

また、マラソン大会ということですが、東根マラソンは非常に大会の参加者が多くてうらやましいと思っておりますのでございますが、こちらのほうとしてもこれまでも御指摘ありましたようにマラソン大会をするということに関してはまたスポーツの振興の担当課としましては非常に行っていきたいと思っておりますのでございますが、予算との絡みや人員の配置いろ

いろいろございますので、検討を加えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) 私から何点か質問させていただきます。

1点目は成果表の3ページの総務費の職員の給与改定と独自削減についてお聞きします。これについては、議案としての当初大震災の工事の停止なり、あと国家公務員との本市職員のラスパイレース指数の関係、また交付税の削減の対応等の必要性から山形県内ではいち早く議案として提出され、一部の反対はあったにせよ可決された案件であります。そういう中で、議会としても職員の給与等の関係からこの議会費等に載っていませんけれども、我々議員も削減した経過があるんですけども、その後こういう国の要請によりそういった事案に対して協力した自治体と協力しなかった、県内でもあるわけですけども、その後交付税にどのような違いとか、出てきたのか。そういうこともやはりこれは職員みずからのやはり給与を削減したわけでございますので、職員の方々にもやはり周知をしていただくという意味でもお聞きしたいと思ひます。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

伊藤 操委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 昨年の7月1日からことしの3月31日までの間、9カ月間になりますけれども、先ほど小野委員おっしゃるとおり国の要請に基づいて復興支援を兼ねまして独自削減、要請を受けての削減を行ったわけでございます。新庄市は当時106.3というラスパイレース指数でございました。ただ、決算が間近になりまして105.7ということで確定値になってございます。この削減措置を講じた結果、ラスパイレース指数は99.0まで落ちています。この99.0と申します

のは県内でも一番低いほうのレベルのラスパイレース指数になってございます。その結果、財政効果とすれば約7,200万円ほどの削減効果が生じてございます。

これは平成25年度の給与等の削減効果ということになります。かねて総務省のほうからもこの削減に協力したところと協力しないところについての取り扱いが総務省の中でも協議されてきたところでございます。その結果、給与の削減努力というものが一行革の取り組みの一つであるというふうなことから、行革取り組み分として元気づくり地域交付金でありますとか、そういったところで反映させましようということになってございます。失礼しました、がんばる地域交付金です。この件につきましては、既に御承知のとおりこの9月定例会の補正予算のほうに歳入として計上させていただきますが、新庄市はがんばる地域交付金の事業の対象として4億4,000万ほどの事業費に対して新庄市の交付率は28.7%ということで、交付金の限度額が約1億3,000万ほどになってございます。

ただ、こういったことで大変財政効果があったわけでございますが、一方でこの削減に協力しなかったといひますかできなかったところもございまして、県内では7市町がございまして、7市町のこの交付金に対する加算率、先ほど申し上げました行革の取り組みのその努力の成果によってその加算率に変更になるわけでございますが、新庄市はマックスの10%加算ということになってございますが、削減しなかった例えば山形市の場合ですと0.8%の加算率にとどまっていることで、非常にその行革努力分という面では低い評価を国のほうから受けているというふうなことでございます。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) やはりこのように国の要請に基づいて協力してくれた自治体としなか

った自治体の差ができたとすれば、今後とも本当に執行部にとっても、また我々議会にとっても本当によかった一例ではなかったのではないかと思います。やはり今後とも執行部のほうで間違いのないように今後ともしてもらいたいと思います。なお、やはり市民のほうにも、広報紙等でこれらも周知をしてもらいたいと思います。

次に、成果表の65ページ任意予防接種の2番目の高齢者肺炎球菌ですね。後期高齢者医療制度加入者へ接種費用の一部助成なんですけれども、この制度も恐らく新庄市の財政難で過去何回となく執行部のほうに原課のほうで予算請求してもはじかれた経過があると聞いております。それで前年度始めて県内で一番最後にこういう一部費用が認められたわけなんですけれども、これによりますと13市というか県内の市町村の中でも新庄市は3,000円ですよ、一部費用ね。非常に低いほうにあるわけですよ。その結果とっては何ですけれども、この接種率が5.7%ですか。この数字というのはどのように判断されるかお聞きしたいと思います。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいま御質問ありました高齢者肺炎球菌の予防接種の接種率についてということで、昨年度から市の一部助成制度としての予防接種になりまして、昨年度医療機関にはポスターを掲示したり、あるいは市報で春と秋、4月とそれから10月の全戸配布になる市報でも市民の皆様方に御連絡申し上げ、結果的にはこういった内容での結果になったということで、いろいろ分析もしてみました。

まずは、この予防接種そのものが昨年度、今年度の9月いっぱいまでなんですけれども任意接種という、いわゆる定期予防接種ではない任意の接種であるということで、ある意味、あくまでも自主的な判断によるものという部分がこ

の任意接種にはございます。そういった意味で、医療機関のポスター、それから市報で2回ほど全戸配布の市報を使ってお知らせしているわけですけれども、残念ながらなかなか浸透しなかったのかなというふうに捉えております。

それから、この高齢者肺炎球菌の予防接種につきましては、5年間というのでしょうか、1回予防接種を受けますと副反応ということで基本的には5年間は予防接種を受けないようにということと言われております。

それから、考え方なんですけれども、1回受けるといわゆる肺炎にはかかりにくい、かからないような事例が非常に多いということで、まず1回接種することを勧めている先生もおられます。1回接種したかしないかというのは、昨年度いわゆる任意接種、新庄市の場合助成をし始めて予防接種を受けた方の申請があって、その予防接種を受けた名簿がございます。それでそういった昨年からのことでございますので、それ以前は本人それからかかりつけのお医者さんからの指導等で過去に受けている人には予防接種は受けなくていいよというようなこともあったのかなということ。

それから、委員がおっしゃるように3,000円の助成ということで自己負担もあるということで、その予防接種の接種率が結果的には助成の初年度ということでこういう結果になったのかなというふうに分析しております。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) やはり、高齢者の方々はお金の問題も一番の問題だと思うんですよ、やっぱりね。たかが1,000円しか変わらないですけども、ほかの地区は4,000円、新庄だとなして3,000円だべなど、そういう声がよく聞こえました。あとは周知の徹底ですよ、これね。せつかくやっぱりこの肺炎というのは、課長わかるとおり死亡のうちの恐らく3位ぐらいに入

ってくると思うんですけども、やっぱり非常に残念だっているのが、今まで新庄市本当に財政的に大変だったんですけども、13市で一番最後なんですよね。県内市町村で。そういう中においても、課長わかるとおりことしの10月から今度は定期接種になるわけですよね。やっぱりこれも昨年度から新庄が一部費用でやったんですけども、これの徹底、告知というか周知を徹底しないとダブってくる面もあるんじゃないかと私は思うんですけども。この10月からの定期接種についての、高齢者というのは恐らく65歳くらいになると思うんですけども、その周知徹底というのはどのように考えているのか。あと、できればやはり議会のほうにも前もって情報を提供していただければよかったですかと私は思うんですけども、その辺どうですか。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 この高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種とことしの10月1日に法改正でなるわけですけども、この高齢者肺炎球菌の予防接種、それからあわせて同じく水ぼうそうワクチンの予防接種なども普通は10月1日ってなかなかないと思うんですが、今年度10月1日からということで2種類の予防接種がいわゆる定期予防接種になりました。委員の皆様方にもなかなかそういったお話、御連絡を申し上げることができなくて大変申しわけありませんでしたと思います。市民の皆様につきましては、8月の広報紙それからその前にこういったチラシを回覧の文書としまして周知するように、あるいは受けていない方については予防接種を受けられるようにということで対応させていただいたところです。

なお、ことしの10月1日から今年度は委員おっしゃられるとおり65歳から5歳刻みで、そして最終的には30年度までに4年半かけてですけ

れども5歳刻みの人たちが65歳以上の人全員がいわゆる対象になる5年目からなるわけですけども、その間、先ほども言いましたように助成を受けている方、受けて予防接種をされた方の情報を蓄積しまして、過去に受けたことのある人、5年以内に受けたことがある人、その過去5年間で受けていない人、そういったことを判断できるようなそういった資料づくりもこれから進めてまいりたい、そのように思っております。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) やはり高齢者の死亡率の上位というのがやっぱり肺炎なわけでございますので、やはり市民に対するさらなる周知徹底をお願いするものであります。

次に、同じく成果表の82ページ。2番目の農地・水・環境保全向上対策費のうちの環境保全型農業直接支払交付金についてお聞きします。

実はこの交付金、昨年度に比べ交付金総額で563万400円ほど少なくなっております。また件数でも9件ほど減少しておりますが、この減少した要因というのはどのようなものかわかっていればお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 環境保全型農業直接支払交付金でございますが、これにつきましては25年度から県の交付金も市を経由して農家に入るということで、24年までは市は市、県は県、国は国という形で三方からそれぞれ入る仕掛けとなっておりましたが、25年度からは県の補助金と市の補助金合わせて農家に交付されるというふうな仕組みになってございます。

内訳としましては、特別栽培プラス冬期湛水で、これは水稲なんです約45ヘクタール。それから有機栽培ということで、これは201ヘクタールとかなり大きい面積になってございます。

大半がソバ、ソバに対して有機肥料を使うということで対象になった面積でございまして、合わせまして246ヘクタールが25年度の環境保全型農業直接支払交付金の対象面積となっております。昨年から比べますと、若干減ったようなところもありますけれども、その辺の増減の部分については追跡はしてございません。以上です。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) 実はエコファーマーの認定ですよ。ちょっと調べたところ、ことしの3月だから25年度なんですけれども、認定が前年度にも45件も認定する件数が減っているわけなんです。今の山形県でも全県下でエコファーマーというか、そういう構想をやっておりますよね。その県とやっぱりタッグを組んだ環境保全型農業をやっていかなければ本市の取り組みは一体どうなんだという、私そういう意味合いで質問をしているんですけれども。これは一般質問でもした経過があります。行政だけじゃなくて、やはり農業団体、そして生産者を取り入れた3者まとまったやり方しないと、県との足並みをそろえた政策というのはできないんじゃないかと私思うんです。ね。

県でも、課長わかっていると思うんですけれども、この推進目標として今回の平成26年度も一応の目標年度あるんですけれども、環境保全型農業に取り組んでいる農家数の割合を70%に目標に考えております。また、31年の目標とすれば75%という本当に高いパーセントを掲げているんですけれども、しかしながら皆さんわかるとおり本当にことしも米価があのおり極端に安くなっているんですよ。やはり県と同じような足並みをそろえた、やはりこれからは環境保全型農業を新庄市も取り組んでいくんだよという姿勢を見せていかないと、やはりこれからの新庄市の農業の姿というのを私は描くこと

ができないんじゃないかと思うんですけれども、これにかわった農業の形態があればお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 山形県としましては、ただいま委員お話あったようにエコエリア山形農業推進プランというものを平成22年12月に立てまして、最終年次である平成31年にはやはり75%まで持っていくという、そういうふうな構想でございまして。地球温暖化防止、あるいは生物多様性に向けたそういったこと、それから生産者と消費者との共感の醸成というか、お互いにつくる側と利用する側の、食べる側のその辺の共感を醸成していくと。そういうふうな、ひいては農業農村の広域的な機能を担っていくということで、この山形全県、エコエリア山形と環境保全型直接支払交付金、これがかなりマッチする部分ではあると思います。やはりその安全・安心ということの名のもとに、その生産された農産物に差別化を図って単価をとっていくというほうも、そういった所得を上げていく上では非常に有利な取り組みかと思っております。

しかしながら、やはりその化学農薬を2割、3割軽減しながらいろんなその農家の取り組む作業内容についても当然、ある程度リスクも当然、リスクというかその難儀の部分、苦労の部分も当然絡めてのことでございまして、この辺はやはり生産者あるいは生産者団体と一体となって、さらにそのエコエリア山形をどうやって推進していけるかというふうな策についても、その辺いろいろ協議しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) 次の決算書の139ページの担い手総合支援事業のうちの市青年給付金、そして果樹園芸事業費の戦略的園芸産地拡大支

援事業補助金、最後に先ほど佐藤卓也委員も質問しました若者実践塾事業なんですけれども、これらの事業は本当に当市の基幹産業である農業への支援策として盛り込まれているわけなんですけれども、これらの事業により新規就農者への影響というか動向というのは、どのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 基本的にはこれから農業を担っていく若者を育てていくというふうな部分から、いろんなその角度でもって市のかさ上げをしたり、独自の勇氣塾をつくってそれを進めていったりとふうなことを現在しております。一言でどれだけの効果があるかというふうなのは大変はかりにくい難しい面がございますけれども、例えば認定農業者の数から見れば現在307名というふうな数字になっております。これまで290名ぐらいでしたが、これがかなり少しずつ伸びてきているというふうなこと。あるいはその昨年からはまった青年就農給付金、これについては昨年度25年度については16名で全て女性の方でしたが、決算ではございますが今年度の状況を申し上げますと、今年度はさらに5名の認定がありまして、このうち2名の方が女性ということで現在21名の青年就農給付金が対象者がございます。この方々に対しては、県の農業技術普及課とタイアップしながら今後の青年等のその就農計画についての作成支援等もしてございます。

それから、その窓口で担い手の経営研修会ということで法人化に向けた研修会もしてございますし、園芸作物関係で申し上げますと25年度から皆さんの御可決いただきました市の12分の1のかさ上げ、この事業につきましては現在のその事業に取り組んでいる販売状況が今3億円ほどでございますが、これを27年度には4億4,000万まで持っていくというふうなもとで今

現在取り組んでいるところでございます。そのようなことで、今後も引き続きできるものからいろんな策を打ちながら担い手の育成、あるいはその青年農業者の育成というふうな面で、この地域の農業を支える人材づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 先般、山形新聞のほうに新規就農者が過去最高にふえたという記事が載っていました。全県では恐らく264人ですか、そのうち新庄市は7名が全体でふえたそうあります。しかし、最上郡では、これ県からもらったんですけれども舟形町が21名、真室川町が13名の総計で新規就農者がふえております。やはりそれも、先ほど私言いましたけれども、その町村町村のやはり自分の町は農業が基幹産業であるという思いでいろいろな事業を展開した結果ではないかと私は思っております。そういう意味で、さっきも言いましたけれども本当に米づくりが今多い農家の新庄市、今まで以上に新たな支援策をお願いをして私の質問にかえさせていただきます。

伊藤 操委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） それでは、141ページの6款農林水産業費の1項農業費の中で堤沢地区ため池等整備事業負担金について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

それから進捗状況、これまでの進捗状況とか

この金額は市独自の持ち分の金額ですか、その辺お聞きします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 決算書141ページの県営土地改良事業費の堤沢地区ため池等整備事業負担金でございますが、この2,310万円につきましては新庄市の負担分ということで事業費の11%の負担金となっております。この事業につきましては、平成22年度からスタートした事業でございます。休場地区の上流部にあるため池堤沢、ここの堤防の改修工事を、漏水防止工事をしているものでございます。最終年度は平成27年度ということで来年度完成の見込みということで、総事業費としまして6億1,000万の事業費となっております。この事業費を国が55%、県が32%、市が11%、改良区が2%、このような負担割合で負担して下流域の水害防止と農業用ため池の農業水の確保ということで取り組んでいる事業でございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) このため池の事業に対して道路を拡張して道路をつくっているということをお聞きしましたが、完成後にはこの道路の活用というのはどうなるのか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 道路用地のうち共有地については新庄土地改良区が登記名義人と借地契約を締結して用地を確保して、その後県が事業に着工してございます。それから、その県道交差部、いわゆる始点から林道併用区間までの拡幅に伴う用地については県が用地買収を行って事業を着手してございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これ完成後にはこの道

路はそのまま残るか、それとも撤去するかということをお聞きしたいんですけれども。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 完成後の道路の管理については、ちょっと今のところ情報を得ておりませんが、やはりその今後の維持管理という面からすれば当然残るものだというふうには思いますが、済みません、その程度しか答えられません。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) わかりました。

それから次に、179ページの10款教育費の4項社会教育費の中の図書館の管理運営事業費でございますけれども、これは指定管理料と思いますが、これについてお聞きいたしたいと思えます。この図書館の開館の時間、閉館の時間、それから室内の温度管理、特に夏の場合ですけれども、そういう夏にどういう管理をやっているか、その辺ちょっとお聞きしたい。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 開館につきましては、朝は午前10時からという開館になっております。夜は6時だったと思っております。また温度管理ということですが、温度管理についてはただいま図書館の管理運営については指定管理者が行っております。指定管理者の判断でエアコンをつける、つけない、暖房をつける、つけないという判断をしているものと思っております。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これ山形新聞のほうにも出ておりましたが、夏休みの学習あるいは宿題のお手伝いをして、退職された先生方なんかお手伝いをして、大変効果が上がっているということをお聞きしました。中には早くから来て9時ごろから待っている人がいるということで

ございますので、せめて夏分だけでも10時というより9時からということを考えられないものかという声が多いものですから、その辺、今後夏だけでもそういう時間の設定をすることできませんか、考えていないか、それをちょっとお願いします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 ただいま御指摘ありました朝の開館時間を早めるということについては、私も別のほうから声は聞こえております。ただ、先ほど言いましたように指定管理者の管理運営になっております。当然時間を早める、開館時間を延ばすということについては指定管理料との兼ね合いもございますので、夏期限定という申し出でございますのでそちら辺は指定管理者のほうと相談しながら財政状況等勘案しまして検討してまいりたいと思います。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 学力の向上ということで、先ほども出ましたので読書についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、トイレですけれども、これトイレ洋式になっていないということを知りましたが、これ本当ですか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 トイレの洋式化については、委員御指摘のとおりまだということではありますが、多目的トイレが1つ洋式になっておるだけでございます。ただ、その件については9月の補正のほうで御提案申し上げている内容になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 学力向上そして夏の読

書、これ温度管理十分注意しながらやっていたきたいと思います。終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ある方、ありませんか。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) それでは私から二、三質問申し上げます。

成果表の9ページの一番下のほうに新エネルギーということで載っていますけれども、これは25年度に山屋のセミナーハウスに取りつけたパネルだと思うんですけども、これ年度ごとに書いて次のページにあります。24年度は市民プラザはもう既に設置して終わってしまっていて、25年度がセミナーハウス、それで今年度が萩野学園に取りつけるということですが、この下の成果に書いてありますが我が市における今後の再生可能エネルギーの方向づけに資することができたというふうに書かれてありますけれども、いずれにしても再生可能エネルギーはこれを見る限り太陽光にだけ頼っているように見受けられるわけです。再生可能エネルギーはほかにももっとあるわけで、風力または木質のペレットまたはチップ、それから小水力、雪等今考えられることはこのぐらいあるわけで、どういうふうに今後新庄市はその方向づけを定めておるとすればお知らせをお願ひしたい。

きのうも信金の6階で再生エネルギーの講演会ということであったんですが、世界を挙げてこの再生可能エネルギーのやらなきゃならないと、化石または原子力を排除して地球環境の上からも、また防災上も再生可能エネルギーというのは十分使っていける、また使えるということで、やっている国が相当あります。日本でもその方向性を今見定めているんですが、当市には私の今感じている限りではこの太陽光パネル以外には見受けられない。どういうふうな政策を打っていただけるかお知らせいただきたい。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 新エネルギー関係の御質問ですけれども、グリーンニューディール国の政策にのっとりまして、24、25、26、3カ年度、ここに掲載しておるように計画的に国の方向づけによる県の基金を使いながら防災拠点施設となり得る施設に対しての、いわゆる公共施設に対する再生可能エネルギーの導入というようなことをしてまいりました。市役所の何か裏の庭のほうにも附属屋がございますが、それとあわせて実績をずっととってきております。雪国でありながら夏場よりは雪の降りぐあい、あるいは夏場のその天気のぐあいによってはかなり冬でも効果があるというようなことも実証が出てきておりますので、この導入をもとに持続可能で市民一人一人が自然循環型、あるいはエコ的なものに貢献するんだというような意識を育てていくためにも、この公共施設を母体として広めていけることの素地ができていくというふうに思っております。

まだ現在進行形ではありますが、このたびの9月議会定例会のほうにも明倫中学校のほうを設計というふうなことで計上させてもらっておりますが、今年度から環境課担当ということで一般市民の方にもお使い願うことができるような補助制度、これを設計しております。これは太陽光パネル、それからこれだけではございませんで、ペレットストーブ、まきストーブというようなところにも補助、これを制度として組んでおりますが、今後の要請次第によってはこの再生可能エネルギーの素地をもうちょっと広げられるのではないかとこのふうなことは期待できるものと思っております。

何はともあれ、公共施設だけではこれは広がりというのはありませんので、市民全体で意識を持って再生可能エネルギーを含めて温暖化防止に資することができるような方向へというよ

うなことが大切でございますので、太陽光パネルGNBによる成果も市民の方々に御公表しながらさらに市民とともに広げられるような、持続可能なエネルギー対策というようなものを考えなければならないのかなというふうに思っております。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) 大体のことはわかるんですが、一番手っ取り早いのは太陽光パネルつけば一番簡単で楽でいいんですけれども、ここに決算書にあるように、187ページにセミナーハウスのパネル設置に関する金額が出ていますけれども、3,850万ぐらいですか、設計とそれから工事の請負費ということですが、これだけの金を投資してどういうふうなエネルギーをどのぐらいここから得られるかというようなことは計算つくと思うんですが、これを単年度で消化していくということはこれは無理にしても、もっといい方法がないかということを探っていくのが政策だと私は思うんですね。ですから、ほかにないわけでないんで、事実チップボイラーというのは最上郡内でも最上町を先頭にして、もう合庁でも使ってやっているし、そういうふうな実績がもう出ているわけですから、当市ではだからその部分をどう考えているかということはこの成果表の中に書いてある方向づけというものをどう捉えたかということをお伺いしたかったんです。これは後ほどいろんな機会にお伺いしたいと思うのですが、あとはきょうはちょっとまずいと思うのでお伺いしませんが、プラザの実績をいつか機会があったらお伺いしたいというふうに思いますからよろしくお伺いしたいというふうに思います。

それからその次、同じ成果表の中から行きます。次に、この下の7番に空き家対策というふうなことが書かれていますけれども、この空き家条例をつくってから環境課を中心にしている

いろと苦勞なさっていること、ありありとこの文書の中からもとれることができるんですけれども。今全て対策を立てて、これを揺るがないものにまで持っていくというのは、まだまだこの先いろいろとかかると思うんですよね。今、現状として一番困るのは、これから始めるんですが去年のように2メートル近くの積雪となるということは必ず問題がその空き家から出てくるはずなんですよね。それをどう解決するか、非常に難儀なことだと思うんです。去年の実績見ますと、99ページに書かれてありますけれども、応急処置ということで11万9,210円というような決算の中で報告されてあります。これは恐らく危険な雪をおろしたんじゃないかなというふうな気がするんですけれども、これ1件や2件でなくて相当数の件数からそういうことが、苦情が来て対処せざるを得ないということが、おいおいとこれ出てくるわけなんですよね。ですから、こういうふうな処置を今後どういうふうにやるかということ徹底してやっていかないと苦情処理がこれ大変なことになって、私のところも相談が来るんですけれども、やはり大変今の状況では条例だけあってもどうにも対応できないというふうな行き詰まった問題が出てくるわけですよね。ですから、もう少し各機関と、宅建ですか、関係業界と相談しながらということでここに記されてございますけれども、なるだけその市民に優しい対応ができるように今後も努力をお願いしたいというふうに思います。これは、この結果を見てそういうふうに思うわけで、別に質問とはならないんじゃないかなというふうに思います。

それから次に移りますけれども、地域リーダー講座、この次のページ11の3にありますね。リーダー講座、ここでもうたっていますけれども、これも地域づくりにはやはり欠くことができない重要な問題であるというふうに思います。ただこの中でお伺いしたいのは、第1回の講座

で地域住民の健康づくりをやったんだというふうなのが書いてあります。それで集められた138名の皆さんの中から、その健康に対することが十分理解されまして、必要性を理解されたということでありまして、この138名の中からその地域のリーダーを選んでいくんだというふうに私は理解しているわけですが、今後これをどういうふうに持っていかれるか、この中から得られるか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域リーダー講座のリーダー育成の部分ですけれども、今委員御指摘のリーダーの育成の選び方、ここからいわゆる参加した方の中からリーダーをこちらが選抜するというふうなことではありませんで、地域の中に入って、戻ってもらって入ってもらって、その中で学び得ていただいたさまざまな具体策とかあるいは考え方、これをほかの地区町内の中のリーダーというか先頭となる方々がいらっしゃるでしょうから、その方々とともに地域住民の方々の健康づくりに資するものは何だろうと、ここの町内地域に非常にふさわしいやり方はどういうものだろうというようなところの検討から始めてもらって、実践のほうに移ってもらうという、そういうふうな活動の方向性というようなものを目途としているものでございます。

したがいまして、リーダーそのものの方々の限定して育成をしていくというようなことの方角づけとしては、その方を固定限定したのではなくて、やり方について学んでいってもらって町内でまた考えてもらう。そしてそれを実践して広げていってもらうというような方向づけを、地域リーダー講座、リーダーとなる方々は基本的にはさまざまな分野があろうかと思しますので、まずは地域住民の健康が第一であろう

と、住民の健康なくしてはさまざまな地域活動の立て直しもできないだろうというようなことのもとに、まずもって健康というようなものに着目しまして進めてきた経過がございますので、リーダーの健康づくりバージョンの一つの考え方というようなことを今のよう形で思っております。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 地域のリーダーづくり、私も賛成ですけれども、どうもやはり地域間のコミュニティー意識が非常に希薄になってきている。一番極端なのは、老人クラブの解散というふうな現象がどんどん起きてきていると。数字的に捉えればすぐわかると思うんですけども、もう私のイメージでは半分以下になっているんじゃないか、当初のですね、最盛期の半分以下というような気がするんですよ。

それで、なぜ憂いのかといいますと、この間も敬老の会がありまして、集まってくる人間も昔の半分以下、私のところ萩野地区公民館でやりましたんですが以下なんです。呼びかけても来ないんです。来ているのは老人クラブの組織を持っているところが来ているんですね。あとはばらばら。せっかく若者が、私のところ青年団がやりますので、支度をしていろいろ企画しておもしろおかしくやるんですが、それでも、ただですよ無料ですよ、でも来ないんですね。ということは、やっぱり地域のリーダーが育っていない。こっちは老人クラブですけども、同じやっぱり年齢の中にリーダーがいないということになると思うんですよ。

するとどういふふうな悪いほうであらわれてくるかといいますか、これは今健康づくりの講座をやったんだということですので、一番大事なその健康を害する方向に向いていくんですね。今、一生懸命やっている健康体操というのがスポーツ21の中にあるんですが、一番人数が多い

んですよ、その部分が。今4カ所でやっているのかな、120、130人ぐらいになっているはずなんです。ですから、健康に対してやはり関心を持つのは自分のことですから、そういうような方向づけ向けてやらなきゃならないということと言えるわけですよ。それでやれば集まってくるんですよ。そうしたらその1つの、そういうチームというか会の中からもいろんなものが生まれてくるはずですよ。ただ体操やっているだけでなく、会話が当然あるわけですから。そこに、その新しいリーダーが生まれて、いいコミュニティーの組織ができてくると私は思うんですよ。ですからこの部分をもう少し強力に進めるべきじゃないかなと、新庄市の方向性として私は思うんですよ。どうですか、その辺の今後の進め方、どういふふうに捉えていますか。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域コミュニティーが非常に、極端に言えば非常に廃れてきている。今後が非常に心配であるというふうなことになるわけですので、地域リーダー講座というふうなもの開始した意図につきましては、今言われた部分が非常に共有できている部分だと思います。したがって、まずもっては地域住民の健康づくりというところがさまざまな問題を抱えている地域でありながら、この健康に着目する部分というのが非常にわかりやすく、共有できる部分じゃないかというふうなところで、この切り口から出発したものでございますので、リーダー講座、毎年さまざまなその地域が抱えている課題に焦点を当てていこうというふうな形の意図を持っておりましたが、2年度目の今年度につきましては、別の分野に移ることはまずちょっと難しいだろうと。もう1年度健康づくりをしないと浸透も少し図れないのではないかとこのことのもとに、2年度目も今年度、25

年度の反省をもとに引き続き実施しているところでございますので、力の入れようというかそういうような形で見ただけの部分ではあるのかなというふうに思います。

あと、やり方につきましては、1つとしてはモデル地区を、やる気のあるところをモデル地区に設定できないかというようなことのもので、実践活動を健康課と具体的な連携を図りながら実践をしている今年度でございます。健康教室というようなことで具体的な町内を設定しながら今年度やっていますが、また来年度につきましても今年度のこの実態を踏まえてやってみようというところが出てきておりますので、少しずつ浸透していくのかなというふうに思っております。あと、あらゆる機会にこのようなことを広めていかないとうまくないということもありますので、区長協議会のほうを通じて機会を見てこの辺の情報の共有、あるいは問題の共有というところも図って御意見を頂戴しながら進めてまいらなきゃいけないというふうに思っています。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) 私の言いたいことは、何とんでも人間は健康でなければ物事が始まらないわけで、害してはもう何もできなくなるということであろうというふうに思います。一番大事なこと、新庄市にとってもその健康問題をクリアすれば、やはり政策上も住みやすい明るいいいまちにできるんじゃないかというふうに私はいつもそういうふうに思っています。そんなことで、総合的に一つのこのまちのスローガンに掲げても私はいいんじゃないかというふうに思います。新庄に行けば、そういうふうないい政策がいっぱいあって、健康で長生きできるまちなんだというふうなことに例えばなつたとすれば、人口減にもある程度の歯どめがかかるんじゃないかなと、そして一番嫌なその雪の

問題も自然と消えていくんじゃない、いいことが余計あれば悪いことは消えていくのは当たり前なことなんだから。だからそういうふうに進めていけないかなというふうな私の思いがあります。それで、それを政策をどんどん進展することによって、今年度上がったその健康保険税なんていうものをある程度は歯どめ、絶対これ私は信じています。そういうふうに保険税を下げることができる、要するに医者にかからないような体を自分でつくっていくんです。そういうものを市民に植えつける、これが大事だというふうに思いますので、この政策をもっと大々的に早く進めていただきたいなというふうに私は思います。よろしくお願いします。

それから次に、これも成果表の79ページにありますけれども、これも何回も私申し上げているのですが、この4番の若者園芸塾、先ほども質問ありましたんですが、成果表の中にはその売上金が販売金額として223万3,000円と出ていますけれども、ここでできたものを売るためにこれやっているんじゃないんじゃないですか。こんなのは出てこなくなっちゃいいんですよ、成果表の中に。私はそう思いますよ。だって若者を農家を経営する担い手を育成するために、一番上に書いてあるじゃないですか。担い手育成のためにこの実践塾というのはつくってあるんでしょう。売り上げを伸ばすためじゃないはずなんですね。

それで、一番先にそのスローガンに掲げた夏秋いちごは全然全く伸びていかないんですね、わずか金額からいったって大したことをやっていないというのは出てくるんですね。だからその下のやつなんていうのは、ここで学ぶよりも何回も、これも同じこと繰り返しますが、やっている人がいっぱいいるんですよ。特にトルコギョウなんていうのは日本の皆さんに指導するぐらいの技術を持ったのはいっぱいいるんですよ。ここでやるなんていうのはおかしいん

ですよ、実践塾でこんなことをやるって。はっきり言うと私はこの事業やめるべきだと思う、来年度から。私から言えば必要がない。だって実践塾入塾する人は最初から苦労しているんじゃないですか、集まってこないでしょうが。人気がない。当たり前ですよ、だってこんなところで聞かなくたって何ぼでも聞けるんだもん、いっぱいやっているんだから。そこ検討してください、来年に向かってまたやるとは思いますが、私は思い切ってやめるべきだと。これ県が新しい計画立てるのはいいんですけども、やめて引き際というのは大変難しいんですよ。ここで打ち切るなんていうのはなかなかできないことです。

それから、もう一つは、まだ時間あるな。もう一つは、そのインバウンドですね。インバウンドこれも3年やりましたか。それで成果表の中に97ページ、7番ですね、ここへ出ていますけれども、成果は迎えるんでなくて行ったほうが余計だな、これずっと見ていっても。新庄から出て行って台湾に行ったほうが余計。これは、誘客のためにやったんだというふうなことに言えばそれもそうですけれども、これだったらお伺いしますけれども、この事業何年間やってどういうふうな計画を持って何年なったら台湾から人が来るんですか。これはちょっと続けるには難しい事業だと。何でかという県がやっているでしょう、大体同じようなことを。県に勝てるわけない。そう思いませんか。答えていただきます。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンド事業でございましてけれども、インバウンド事業は確かに今現在は昨年も百十数名と一緒に台湾のほうに出かけたというようなことでございます。ただ、向こうのほうからも昨年は宿泊立ち寄り等を含めますと、台湾だけではございませんけれども

四百数十人の方がおいでになっているということもございます。ただ、やはりまだ先ほども申しましたけれども、日本全体に来ている中で新庄最上地域においでになっている方は非常に少ないということでございますが、やはりなれていないということもございます。もう少しPRもしなければなりませんし、トイレの問題とかそういった問題もありますので、だんだん条件整備を重ねながらPRをしながら続けていきたいと思っておりますが、県のほうはチャーター便を確保するとかそういった事業でございまして、我々としてはチャーター便で来た方も含めながら新庄最上地域に寄っていただけるような工夫をするということでございます。

来年は、日本と台湾で観光サミットというのをしております、日本でやって台湾でやると隔年でやっておりますが、来年はその台湾の日台観光サミットというものが山形県で行われるということが決定しておりますので、県とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) 希望のない話に聞こえますけれども、毎年これだけの予算を使っているわけですから、効果が長くかかるのはこれやむを得ないと思うんですが、効果が少しずつ上がっていくような状態でないとこれやってもしようがないんですよ。ですから、今も課長のほうから県とタイアップと言うけれども、県は新庄市に力なんかかきませんよ。そうでしょう、県自体が一生懸命になっているんだから新庄市にそれをおすそ分けするなんてことはあり得ない、私から言うと。ですから新庄市独自に効果を把握して、これはいけると思えばやればいいんでしょうけれども、見込みないというときは潔くやめなさい。この次は。勇気が必要けれどもね、これだけ投資して途中で投げるとい

うのは非常に残念で難しい話ですけれども、それも一つの政策上の手段だと思いますので、そういうふうに見きわめて状況だけはきちっと把握して、いつ聞かれてもわかるように、成果が出ないものはこれだけじゃないんですけれども、早く終止符を打つべきだと私は思います。以上終わります。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

散 会

伊藤 操委員長 ないようでしたら、以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は9月18日木曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後2時52分 散会

決算特別委員会記録（第3号）

平成26年9月18日 木曜日 午前10時00分開議
 委員長 伊藤 操 副委員長 石川 正志

出席委員（17名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関 淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 下山准一 委員	16番 新田道尋 委員
18番 森 儀 一 委員	

欠席委員（1名）

17番 山口吉静 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎 勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 小野 享	税務課長 佐藤信行
市民課長 月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 荒澤宏二	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林 智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋 弘	会計管理者長 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 森 隆志	学校教育課長 長谷部 薫
社会教育課長 伊藤洋一	神室莊長 武田清治

監査委員	高山孝治	監査委員局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 委員	矢作勝彦	選挙管理委員会 局長	小松孝
農業委員会 会長	星川豊	農業委員会 局長	浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	主査	川又秀昭
主査	沼澤和也		

本日の会議に付した事件

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

開 議

伊藤 操委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名であります。

欠席通告者は山口吉静委員の1名であります。

これより9月17日に引き続き決算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、9月17日の初日にも申し上げましたが、再度確認のため審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第55号平成25年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 初日の審査に引き続き、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、一般会計の歳出に関し質疑ありませんか。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） それでは、早速質問をしたいと思います。

決算書147ページ、7款1項商工費のところの備考欄が商業振興対策費、その6行下、7行下あたり、商店街活性化アドバイザー育成事業業務委託料767万2,400円とありますが、委託料と書いてありますが、この委託先。

その下の商店街連合会事務局機能拡充事業業務委託料82万4,922円、この委託先というのは、どこになるのでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街活性化アドバイザー育成事業の委託料767万円、これにつきましては、NPO-AMP（アンプ）になっております。

それから、その下、商店街連合会事務局機能拡充業務委託料82万4,000円、これもNPO-AMPでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 両方とも、アンプというNPOということですが、何に使われたかというのは、わかりますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街アドバイザーのほうですけれども、これは、いわゆる商店街を活性化するためのさまざまなアドバイスをするための人材を育成するというので、2名を緊急雇用で雇用したものでございます。ほとんどは人件費でございますが、この緊急雇用は、最近、人件費はたしか6割ぐらいまでということが上限でございまして、そのほかは、それに付随する事業費に使うことができるということでございますので、印刷費とか消耗品等に使っ

たものでございます。

それから、商店街連合会事務局機能につきましては、商店街の事務局機能を担当する者を、人数1名を緊急雇用で雇い上げまして、事務局機能を強化したいということで雇い上げたものでございます。これも同じように、人件費が6割相当ということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） はい、わかりました。

そのアドバイザー育成事業で、商店街に対してアドバイスもしたわけでしょうか。どのような内容のアドバイスをしたのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街の正式な名称はちょっとあれですが、商店街の活性化のアドバイザーの資格がございまして、その資格を取るということをまず前提に、緊急雇用で雇用したものでございます。その資格は取りましたので、まず、それはクリアしております。

それで、実際2名につきましては、商店街の「バル街」とか、それから「まちなか学校」等の事業に参画しまして、事業の募集やら、こうしたらもう少しお客さんが来るのではないかといったようなことをアドバイスしたということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） そうですね、商店街も、私も一般質問で申し上げたように大変な状況であるということなので、より有効性のあるような事業をやっていただきたいと思えます。

次に、149ページ、同じく7款商工費1項商工費の中の真ん中よりちょっと上、備考欄のちょっと上ですけども、市インバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金332万5,000円、き

のうも委員の中から質問がありましたけれども、これは、新庄市の例えば何をどういうふうに見せる、あるいはアピールする、そういうふうな具体的なもの、新庄市の何を売りにするかというのはあって、こういうふうな事業を進めようとしているんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 きのうも一部申し上げたところではございますが、国内の外国人の旅行者というのは、もう1,000万人を超えていると。新庄最上地域においては、4,000人程度ぐらいしかいらしていないということでございます。交流人口を拡大しないと旅館業の方々も厳しい状況にありますので、たくさんの旅行者を受け入れたいわけですが、やはりインバウンドで国のほうとしてはもっと外国人を受け入れたいという方向に傾いていますので、その方々をやはり呼ぶということは重要なことだというふうに考えているわけです。

この地域におきましては、自然条件として、桜、それから新庄まつり、秋の紅葉、冬の雪といった自然条件が打ち出せるものだというふうに考えておりますけれども、特に台湾の方々につきましては、人格的にも日本を好んでいただいておりますし、そういった自然に非常に興味を持っているということで、台湾をまずはターゲットにして今の事業を進めたいというふうに考えているところです。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） もやもやとはわかりましたけれども、例えば具体的に何かこういうふうなことをやってみたいなことは、去年は計画したんでしょうか。地域にこういう場所があるから、こういうふうな方向でみたいなのこの議論は行われたんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 昨年は、やはり新庄最上地域をまだまだ知っていただけていないということで、いかにこの地域を知っていただくかということに主眼を置いたわけでございます。

「市民号」と一緒にセールスに行ったということはありますが、それ以外としては、向こうの旅行者をこちらに招待しまして、特に冬の間、2月だったと思いますが呼びまして、新庄の雪とか温泉とかそういったところを見ていただいて、その結果、向こうのほうの情報誌にも新庄最上を掲載していただいたというようなことでございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 課長がおっしゃるには、やはり新庄単独でというわけではなくて、新庄最上を全体として考えて誘客を図るというふうな考えなわけですね、大体。

それでしたら、私は、最上広域全体でこういうことを進めるべきではないかと。いろいろ新庄市単独でこのように予算をつけてやる必要もあるかと思いますが、むしろ有効性からいって、肘折とか、金山のグリーンバレーとか、最上地域周辺にはいろいろな観光資源がありますので、それこそ新庄市単独の予算というよりも最上広域全体でこういうものを進めるべきで、そのほうがいいかなと思うんですけれども、そういう流れみたいなものは、去年は議論されなかったんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄市単独だけでは、やはりインバウンド事業として呼びするには難しいという面がございます。好まれる温泉施設も新庄市ではないというようなこともございますので。昨年、市民号と一緒にいったところセールスも行ったわけですが、新庄市

だけでなく、ほかの郡内の担当者、それから観光業に携わる方々も一緒に行っていてセールスコースをしております。最上総合支庁長も同行しております。

その結果、やはり新庄最上地域全体で取り組まなければならないというふうなことは皆さん認識しております、そういう方向でございます。

特に、今後、定住促進対策とかそういった事業を最上地域全体で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、最上広域といたしますと広域としての事業の範囲がございますので、市町村で連携をとりながらやれる事業かなというふうに考えております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 効率からいっても、アピール度からいっても、最上8市町村で協力し合いながら、いいところを引き出し合いながらさらにいい方向性を見つけていったほうが、私はよろしいのかなと思いますので、ぜひその辺もこれから検討なさっていただきたいと思います。

次に、185ページ、10款教育費4項社会教育費の中の、ちょうど備考欄では真ん中ぐらいにあります。スポーツ指導員報酬353万2,000円とありますけれども、この指導員というのは、指導対象とか人員、あとは種目などはどのようなものなんですか、ちょっと聞かせてください。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 スポーツ指導員報酬ということでございますが、県縦断駅伝競走大会の強化対策事業として配属されましたスポーツ指導員に対する報酬でございます。

スポーツ指導員ということで、駅伝を中心に長距離を中心に指導をいただいておりますが、

小中学校への陸上の指導、また、スポーツ21等の陸上の指導について、御協力をいただいているものでございます。

これにつきましては、昨年度は新庄市と舟形町に各1名ずつおりました、新庄市にも1名おりましたので、その方に対する報酬ということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 駅伝の選手ということですか。違うのですか。人件費ということですね、わかりました。

いや、私は、各スポーツの指導者が何人かいらっちゃって、その方が中学校とか大人の方とかに各種目を指導しているのかなと思ってお聞きしたのですが、ぜひそういう方向性も考えていただければと思います。

187ページ、同じところですが、備考のちょうど真ん中ぐらいですね、成果表にも129ページあたりから132ページあたりにいろいろ載っています。市民スキー場管理運営事業費3,904万3,575円についてちょっとお聞きしたいと思います。

スキー場のことについては、私は何度も何度も質問をさせていただいて、これからの方向性などもいろいろお聞きしているんですけども、使用料についても、昨年よりは非常に使用料も約444万円、それぐらいの数字で非常に頑張っているという数字は出ているのですが、ただ、非常に懸念されるところが修繕料なわけでございます。修繕料が、去年595万4,539円、その前の年が約460万円、その前の年が350万円、その前の年が410万円。

市民スキー場の意義というのは、何度も御説明いただいて、ある程度は理解できるんですけども、本当にこの修繕料というのは、これからいろんな設備が経年劣化してくるわけですから、どんどんはね上がってくるような流れが見

える。去年、その修繕料等々についての議論はなされましたか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 修繕料ということでございますが、これまでも何度も御質問いただき御回答しているところでございますが、スキーリフト等の修繕について大分かかるわけでございますが、人命ということにかかわってきますので、法的な検査についても行っておりますし、それで不備が見つければ必要な修繕を行っているということで、理解しております。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） そういう答弁でいいんだと思いますけれども、私が聞きたいのは、この修繕費がどんどんかさんでいく状態について、何か議論したかということです。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 修繕につきましては、スキー場だけでなく、社会教育の施設自体が非常に老朽化のため修繕が必要となっております。これと同様に、スキー場のリフト等の修繕についても話をしているところでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 課長がおっしゃるようないろいろな施設が経年劣化しているという事実は、周知の事実だと思います。

ただ、私が聞きたいのは、スキー場についての修繕について、どういうふうな議論で、どういうふうな方向性あるいは対処、そういうものの議論があったかということです。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 スキー場の修繕の中身、主なものについては、法定の検査に基づく御指

摘に従って修繕をしているというところも大分
ございます。

ただ委員御指摘のように、これからますます
使用料400何万の中で3,900万円をかけて、また、
その中でも600万円近い修繕費がかかっている
という状況は理解しておりますが、市民の安全
のために、法的な検査によって指摘された部分
については修繕して利用してまいりたいという
ふうに考えております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 修繕の方向性も考えて
いただくと同時に、継続するのか、やめるのか
ということも、今後議論をしていただければと
思います。

あと最後に、109ページ、2款総務費6項社
会福祉総務費の中のシルバー人材センター助成
事業費648万7,000円。これについてですけれど
も、わかりますか、109ページ。

3月の予算委員会のほうで私がシルバー人材
センターについてのことを質問をした際に、そ
れをインターネットか何かで見た元市職員から、
町で突然会ったんですけれども、「シルバー人
材センターについて余計な質問はするな」と、
思いっきり真顔で言われてしまったので、あ
えて議員として質問をさせていただきますので、
お答え願えるところはお答えいただきたいと思
います。

このシルバー人材センターに648万7,000円が
行っていますけれども、この市の自主財源の部
分というのはどれぐらいになるのでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 シルバー
人材センターにつきましては、補助金につつま
して、この109ページの648万7,000円でござ

います。

これにつきましては、県のほうの140万4,000
円というふうな総合交付金から出るものがあり
ますけれども、それと、新庄市の部分が498万
3,000円というふうなことになってございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 498万3,000円も自主財
源から行っているということなので、それでし
たら、その組織の状態や業務内容のチェックな
どは、新庄市は行っているのでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 シルバー
人材センターの補助金の推移でございませう
けれども、一番高かった時代では、国の補助金も含
めまして2,780万円というふうな時代もござ
いました、平成10年でございませうけれども。その
段階では、新庄市で683万5,000円というふうな
負担を一般会計のほうからしております。

その後、平成11年、平成12年と、この経営状
況を考えまして削減してきたというふうなこと
で、最終的にはだんだん減ってきておりますけ
れども、平成21年度から、平成10年度の補助金
額と比べまして3割程度下げてきているという
ふうなことでございます。

なお、新庄最上地域シルバー人材センターと
いうこともありまして、7町村からもその負担
額を支出しておりますけれども、郡内の協議会
の中で、その当時の経営状況を勘案しながら削
減してきたというふうな経緯でございませう。以
上でございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 懇切丁寧にご説明いた
だいたんですけれども、組織や業務内容につ

でのチェックはなさっていたんですかということ
を、簡潔に教えてください。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 シルバー
人材センターにつきましては、毎回、総会后に
その決算資料等を提出していただいております。
その中で、会員数の状況でありますとか、それ
から正味の財産の決算書でありますとかという
ものは、提出していただいております。以上で
ございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 私は、シルバー人材セ
ンターの機能及びこの地域への役割については、
非常に重要なものがあると認識した上で確認を
させていただいています。誤解のないようお願い
したいんですけれども、ただ、やはりチェ
ックの状態が曖昧であると、なかなか組織とい
うのは真つすぐに進めないというふうなことが
あるかと思っておりますので、ぜひチェックを十分
にさせていただいて、あと、市民もチェックでき
るようにインターネット上では公開されています
けれども、それよりももっと踏み込んだチェ
ックというのが必要なんじゃないかと思うので、
ぜひ実践をしていただきたいと思います。648
万円も行っているわけですから、その辺をしつ
かりお願いしたいと思います。

あと3分ですので、ほかの地域のシルバー人
材センターも、市役所の退職なさった方が事務
局長等々についているんでしょうか。ほかの地
域はどんな感じで採用しているんでしょうか、
その辺、わかりますか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小

野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 どこの地
域のシルバー人材センターにつきましても、一
般の社団法人から公益法人のほうに移行してい
るところが多いと思いますけれども、そういった
中で、いろいろその理事会でありますとかその
組織の中で審査しているものと思われまので、
具体的にはどの地域でどの方が就任してい
るか、その経歴までは把握してございませ
んけれども、ほかの一つの公益法人として自主
性ということもございしますので、そこら辺
のところは市のほうで意見するところでも
ないかなというふうに考えております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) やっぱり予算が、シル
バー人材センターのほうに入っているわけで
ございます。紛れもなく血税でございませ
ぬので、その辺についても十分にそのシル
バー人材センターのほうで議論できるよ
うな、そういうふうな雰囲気をつくって
いただければ、より機能するシル
バー人材センターになるんじゃないで
しょうかということで、質問を終わります。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。

14番(遠藤敏信委員) 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番(遠藤敏信委員) ただいまの小関委員
の質問に引き続きましてシルバー人材セン
ターですけれども、シルバー人材セン
ターに登録されている方の人数、いか
ほどでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 25年度末
でございませぬけれども、新庄市の会員につ
きましては、353名というふうなことに
なっております。郡内各町村合わせますと、
582名とい

うふうな状況になってございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 582名というのは新庄市と合わせた分ですか。合わせた分、はい、わかりました。

それで、例えば新庄市では、山屋の農村環境改善センターとか、昭和活性化センターなどの管理運営をシルバー人材センターに委託されているわけですが、シルバー人材センターが行っている例えば25年度の事業高、わかりましたら、お教え願いたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 補助金をやっているというふうなことで、いろいろ会計報告、事業成績なんかについても報告をいただいておりますけれども、一応別の独立した公益法人でございますので、この場で報告するというふうなことは適当ではないかというふうに思います。

なお、市の監査のほうでも報告いただいているということで、審査しているというふうな状況をお聞きしております。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ほかの事業体だから明らかにできないというふうなことでしたら、これでやめます。

成果表の11ページ、5ページの最下段にも書かれておりますけれども、市民協働の推進に関することというふうなことで、職員の地域担当制について書かれております。全職員を40班に地区割り編成し、市長と市民のまちづくりミーティング開催の要望調査やその運営、豪雪に伴う地域の諸状況の把握や東北地方自動車整備検

討計画に対するアンケート調査表の配布・回収などを行ったとあります。

そのほかにかどうか、地域担当制がどのように機能しているかというふうなことについて伺いたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 職員地域担当制の役割というふうなことでありますけれども、担当職員と区長方の中で、地域の課題、ハード、ソフトがあれば、そういうふうなものの意見交換、課題の解決に向けた具体的な動き。あとは情報としてのやりとり。そういったものが適宜行われるように、これが制度として持っておりますけれども、職員と区長方間のコミュニケーションの発展の度合いによって、それがあのかなというふうに思っております。

その中で、一つはまちづくりミーティングといったものの開催も随時受けるということもありまして、随時、市政に関する意見交換というものを行える体制をとっているというふうなことでございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） これ、地域担当制が最初に打ち出されたときには、行政と地域を結びより緊密なかけ橋になるのではないかというふうな期待感が非常にあったわけです。

ところが、いざやってみると、それがうまくいっているというふうな例を聞かない。非常にこれは例えばコミュニケーションをとる重要なツールだとは思いますが、ある区長方にとっては、用もないのに来てもらっても迷惑だと、あるいは逆の場合、そういう地域担当制というふうな制度があるのなら、たまには顔を見せろよという相反するふうなお話を聞いたことがあります。

地域担当制をやっていますよというふうなこ

とはあるんですけども、このままいいのか、あるいはより機能するような方策というかチェンジするというか、そういうふうなことは考えないのか。

また、この地域担当制というのは時間内でやっているのか時間外でやっているのか、その辺のところを。例えば日中留守の場合には、当然夜間を割かなければならないというふうなことであるし、その場合、職員の負担というのが大きいと。その辺のどういうふうな範疇で考えた方がいいのか。

これは、うまくやれば物すごくいいと思います。ところが、現状というのは、地域担当を担う職員とのやりとりではなくて、直接必要とする課に出向いて交渉するというか、そっちのほうの方がよりストレート、簡便だというようなことでやられているような気がするんです。だから、よりよい方向に改善してやっていくというふうな見込みがあるのか、そういうふうなことについて検討したことがあるのか、お伺いします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 以前にもお答えしたことがあると思いますけれども、導入して6年がたっております。5年をめぐりして検証のほうをさせていただきまして、制度自体、これは非常に人口減少がこの形の中で進む中で、地域のコミュニティ活動のほうもだんだん減退していくというようなところを、効果的に行政との中で結びつきを強めてやることのほうが非常に効果的な行政を推進できるだろうというようなことのもとに、やはりこの制度については公務の中で我々としては進めるべきであろうというようなことは、その継続性をもって考えてございます。

成果といたしましては、やはりこれがあることによって市民の皆様方と、代表となる区長方になりますけれども、市役所との間の距離感と

申しますか、それが縮まったのではないのかなと、さまざまな御意見を頂戴しやすくなっているのではないかというような感じはいたします。

あとは、お聞きする中で、まちづくりについては、やはり地域が主役になって意識を強めて、主体的に考えていくことが必要だというようなところの認識も芽生えてきていると感じております。職員側のほうも、市民の目線に立った考え方をもう一度見直したのではないかと。その辺、お互いにもっと高くというか深くというか、強化していかなければいけないのであろうというふうに思います。

そのためには、統一的な今言われた行動だけではなく、常日ごろの先ほど申し上げました地域担当制の役割、これをもう一度見直して進めていくことが必要なんだろうというようなことで、我々も区長方に、協議会を通じる、あるいは、また今さらに検証もしているところなんですけれども、それを改善のほうにつなげていって職員のほうへの意識の醸成というか、また研修もする必要があるだろうというふうなことも今議論しているところでございます。

改善のほうといたしましては、この職員地域担当制の役割をもう一度確認するとともに、個別活動についてコミュニケーションを図りながら、この時間に来てもらっては困るとか、この時間に来てもらわなければだめだとかさまざま、おっしゃるとおりケース・バイ・ケースなわけでございますので、その辺も踏まえた形の中で動き方、そのためにもお互いの意識の持ちようというようなものをもう一度確認する必要があるであろうというようなことで、区長方と職員のほう、もう一度それぞれを確認し合っていきたいというようなことで進めてまいりたいと。

14番(遠藤敏信委員) 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番(遠藤敏信委員) 確認して、うまく機能

するような形にしていっていただきたいと思います。

成果表の9ページ、ふるさと納税について伺います。

25年度、1,150件の申し出があり、1,198万9,000円というふうな納税があったというふうなことです。これに対して、返礼として幾らバックしたかと。支出した金額は幾らかというふうなのが決算書には載っておらないのですけれども、1,198万円に対してどれほどの返礼があったのか、それを伺おうと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 決算書の95ページをお開きいただきたいと思います。

95ページの後段のほうに、企画調整事業費が大区分としてございますが、その上から2つ目の明細、報償費、これがすなわちふるさと納税の返礼品代全額となります。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） すると、ふるさと納税、2008年から始まったわけですがけれども、総務省の当初の狙いを大きく超えて、今はふるさとを応援しようというふうなことからほかに、例えば今住んでいるところの地域の税負担が緩和されるというふうなことから、自分の好きなどころでもいいけれども、例えば、よりよいものをいただくために納税するというふうな形に、少し形が変わってきています。

これが非常にヒートアップしてきておりまして、「100%得をするふるさと納税生活」などという本も出たというふうなことで、いかに、例えば1万円を出して、例えばそこら辺のスーパーで小売で1万円ぐらいの値するものをもらった、もらったではなくゲットしたというような表現をして奪い合いをしているというふうな傾向があります。ちょっと私も新庄市ののをのぞい

てみたのですけれども、26年4月から、ふるさと納税に関する欄がリニューアルされて、Aコース、Bコースとあって、返礼品のリストが載っておりました。品目としては、そうほかの地域と比べて多いわけではないんですけれども、方向性が変わってきているというふうなことで、話がちょっと飛躍しますが、26年度において昨年度をはるかに上回ったというふうな結果が出ているんだと思います。地域を売るというふうな役割というか、新たな情報発信源としては非常に大きな力があるんじゃないかというふうなことを思っています。改めて、これについて今後立ち向かうというふうな、今後の取り組みに向けて見解を伺いたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今ありましたように、新庄市におきましては、20年度の制度発足以来、戦略的に新庄市を売っていくと、全国的に新庄市のイベントあるいは特産品を情報として発信していくんだというようなことを踏まえながら進めてきたわけですが、今言われたとおり、非常にショッピング的な色合いが強くなってきていることも事実でございます。地方の財源確保のためにというようなことで、さらにそちらのほうにシフトしているような自治体が多くなってきてございます。

しかしながら、新庄市につきましては、この特産品の内容を質的に量的に変えながら、新たなものも含めながら出していき、さらに、イベントあるいは新庄市の資源的なものの紹介も含めて情報を出すことに重きを置いて進めてまいりたいと。

しかしながら、その件数をふやすためには、申請あるいは入金の方について、非常に効果性のあるものを模索しなければいけないというようなことも事実でありまして、非常に数がふえてくるとともに、これにかかる時間、経費

も非常にふえてございます。

したがって、その効果性というものを今後乗り越えていく、これが一つ課題になってくるのかなというように思います。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、決算表137ページ、成果表の113ページ、地域循環型堆肥製造事業費というふうなことがございます。

ここでは、これは環境課の生ごみ収集事業と関連しておるわけですが、例えば、成果表72ページによりますと、「生ごみを原料とする肥料を、平成23年度に学校の食育に活用することを目的に収集を実施しており」、というふうなことがございます。

そして113ページでは、「農林課と連携しながら、地場農産物の活用をした学校教育の給食の提供を行った」と、児童への食育に取り組んだというふうな一つの成果をうたっておりますが、どのような使い方をしたのかを、お伺いいたします。食育の場では、その食事を提供した場合、どのような伝え方で、例えばこの野菜とかここに供されているのかというふうなことを伝えたのか、お伺いいたします。

長谷部 薫学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 地産地消についての学校教育の取り組みについての御質問でございましたが、地産地消につきましては、献立検討会等でも、毎月、どこ産のどの野菜を使って食事を立てるということを検討しております、そのことにつきましては献立表にも入れながら、子供たち、保護者にも伝えているところでございます。

また、給食の時間につきまして、学校放送で、例えば、これからの季節ですと芋煮の食材等が

提供されると思いますが、きょうの芋については、泉田産の里芋であるとか、ネギについては小野田さんちのネギであるというような形で、この食材が地元の食材を提供しているということについては、折に触れて子供たちに伝えているところでございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） その栽培された由来、つまり、自然循環によってつくられているんですよというふうなことを、伝えていただきたいと思います。ただ化学肥料でつくったものではございませんというふうなことを、自然循環の仕組みというかそういうふうなことを伝えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に移ります。

決算書の185ページ、成果表の124ページ、雪の里情報館なんですけれども、東北情報センターとの間で指定管理者制度が結ばれております。管理契約の範囲についてお伺いします。

ということは、あそこは自主事業というかさまざまやられているわけですが、独自に全ての事業というか催事事が指定管理者である受け手でできているのか。それとも、運営協議会などというものがあるそうですけれども、例えばそこに行政も入ってさまざまのことを協議しておられるのか、お伺いします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 雪の里情報館の運営協議会というのを組織してございます。運営協議会の委員につきましては5人ということでございまして、独立行政法人の防災研究センターの職員の方とか、地元の地区の方、また、地区にあります学校の校長先生等を委員にして、検討して事業をやっているところでございます。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番(遠藤敏信委員) あそこの空間というのが、割と非常に私は好きなところでありまして、落ちつくんですね。たまに何うんですけれども、例えば、成果表の125ページを見てわかるように、この催し物が非常によく探してくるものだというふうなぐらいに頻繁にやられているというふうなことで、例えば新庄市でやっている時代よりは、それこそ安い経費でよく頑張っているというふうに思います。

ところで、常設展示会場ってありますね。つまり奥のほうなんですけれども、あれも雪国新庄市の歴史をうまくたどると、雪国文化をたどるというふうなことで、非常にうまい構成だなというふうに思います。

ところが、展示写真の中に、劣化して、これは果たして何をあらわしているんだ、誰なんだというふうなことがわからないようなものがあるんです。例えば、おとしでしたか、シャルロット・ペリアン展があったんですけれども、20年前、新庄からわざわざフランスに行って会ってきたと。それから、孫さんがこちらに来たときの写真とかそういうふうなものが、例えばネガとか何かが残っていると思うんです。それは新たに更新するというか、そういうふうな手だてをとっていただきたい。あるいは、パネルなんか非常にうまく張られているんですけれども、例えばテープで何か張ったと、それを剥いだというがために、文字が見えなくなっているものもあると。内容が非常にいいものなんです。にもかかわらず、そういうふうなものが見えるというふうなことで、新庄市内の人のみならずよそからも来てくださっているというふうなことを考えれば、そんなつまらないことで評価を下げることはないというふうなことで、その辺のところを確認の上、うまく手直ししていただきたいというふうに思いますが、その辺のところを認識されていましてでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 委員、雪の里情報館を御利用いただいているということで、非常にうれしく思っております。

各施設の展示物の状況でございますが、詳しく全ての施設について回っているわけではございませんが、このたび、歴史センターのほうに参りまして、そういった展示物、やはり劣化しているものが数々ございましたので、そういったものについては新しくするというで指示をしているところでございます。

今後、その歴史センターのみならず、そのほかの施設にもそういった目で回りまして、委員の御指摘のあったことについてもそういった目で施設を見て、指示をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

14番(遠藤敏信委員) 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番(遠藤敏信委員) よろしく申し上げます。

急いで、最後の質問。

決算書185ページ、成果表126ページ、10款4項11目県駅伝競走大会新庄最上チーム強化対策事業負担金についてお伺いします。

きのうもこれについて質問があつて、強化選手は地元から採用というふうなことがございましたけれども、私は、強化選手を選考する場合の基準はどこにあったのか、特に配慮していることはどういうふうなことかということについて御質問いたします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 駅伝強化対策の該当者の選考ということでございますが、これにつきましては、関東地方の有力な駅伝の強い大学のほうに御紹介をしまして、その中から御推薦のあった方について面接をして採用するということになっております。これにつきましては、今回、

25年度の職員については、1人の応募ということでございました。その中で、駅伝の記録、陸上の記録とかの標準も勘案しながら選考しているものでございます。

また、地元のほうからも採用できないかということで、来年度以降の採用につきましては、そういったことも考慮しながら選考してまいりたいと思っているところでございます。

伊藤 操委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 委員長だった体で申し上げます。私のほうから、時間のある限り質問させていただきたいと思えます。まず決算書、また成果表も交互に見ながら、させていただきます。

最初に、成果表のページ52の学童保育関係の質問をさせていただきます。

この学童保育所を開設されているのが3施設かなと思いますが、一つ聞きたいのは、この学童保育所がかなり利用されている状況であるということで心配なのが、各学童保育所の施設は定員がある中でやられておるわけですが、日新学童保育所、この成果表では25年5月1日現在、25年度決算でありますからその後もいろいろと利用状況が変わっているかと思いますが、私の聞く中では、日新学区の保育所が定員を超して、なかなか入所されないでいる方もおられるということで、その辺は間違いないか。その辺のまた対応ですね、どう考えているか、まず一つお聞かせいただきたい。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

伊藤 操委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 御質問の日新学童保育所、今現在は日新放課後児童クラブという名称になってございますが、25年の5月1日現在に関しましては、41名というふうなことでございます。

直近の入所状況でございますが、ほぼ定員を満たしている。ただ、年度途中で入り練りがありますので、いつでも定員を満たしているということではないのですが、今現在はほぼ定員を満たしているというような状況でございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 課長、そういう状況下をいつまでも続けていいわけじゃない。これは、入所できないでいる方はいろんな面で波及されるわけです。特に私が心配しているのは、保護者がなかなか正規な仕事につけないで困っているというような状況を聞かされました。

そういう対策の一つが、学童保育所の役目じゃないかと。そういうふうな働きたくても時間どおりに働けない。そういう状況が生まれてきていると、こういうのは速急にやはり定員管理、今のあの日新学区に置いている施設は、前の星芒寮の跡の施設をリニューアルしてやっているわけですから、それなりにまだ利用できる要素があるわけですから、一つその辺をどう考えているのか、もう一回。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

伊藤 操委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 定員管理の問題でございます。

今現在、子ども・子育て支援新制度に基づく、

新たな子供に関する計画を立てているわけなんですから、法律も変わります、今回議案として上げさせていただいている部分ではあるのですが、その学童保育に関する、いわゆる今まで小学校3年生までをめぐりというふうな条件が、小学校6年生までいいよというふうなことに変わります。それに対応するために、新しい計画のほうでは、逐次、学童保育所の小学校6年生までの対応をしていかなければいけないというふうにご考えてございます。

特に日新放課後児童クラブに関しましては、今現在でも、議員おっしゃったとおり、若干の面積的な余裕、それから教室の余裕がございます。ただ、今その新庄市でやっております3つの学童保育所ですけれども、社会福祉協議会、そちらのほうに業務を委託しているというふうなことがあります。

その社会福祉協議会とのこれからの折衝もあるのですが、面積的な要件はクリアできても、例えば指導員、そういった方々の配置ということもございまして、そのあたりを含めまして、27年度に関してこれから検討をしていきたいというふうにご考えてございます。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) わからないわけでもないのですが、やはり子育て新事業は27年度から、これは事業化されるわけでは聞いておりますが、しかし、やはりそういうふうな定員があるから入りたくても入れない状況をつくっておくというのは、市民から見れば余り好ましくない。入れる人は入って、定員だから入れない。そういうふうな状況は、速急に対処するべきだと私は思います。ほげんないでしょう、まず、ほげだと思いませんか。

では、市長、そういうふうな市民に対して、そういうふうなことこそスピードアップしてやっていただければと思いますので、ひとつよろ

しく、その辺、対応を考えていただきたい。

続いて、成果表のページ37、これはまた福祉バス運行事業をやられておると、その中で、やはりこの福祉バスを利用していろんな研修、いろんな交流、そういうものを企画して、特にお年寄りの方々、クラブというかそういうふうな利用者からの話では、この間の話だったのだけれども、これの利用する要綱、いろいろあるかと思えます、利用者側に対して。

ただ、しかしながら、何かその方々が取りやめたという話だったものだから、何で取りやめたかと聞いたら、乗りおりするところが、そのバスを1台利用するために、2カ所しかとまれないというような話をされた。何カ所かとまっていたり乗せてもらいたいというようなことだったらしいんだけど、そういうことはやっていないから、2カ所以上あればだめですよというようなことを言われた。そういうことなんですか、ちょっとその辺。そういうふうな要綱があるのか、少しお聞かせいただきたい。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉バスの運行につきましては、市のほうで要綱を定めてございますけれども、委員おっしゃるように、多分、集合場所の関係で、乗降を2カ所程度まで抑えていただきたいというふうなことだと思いますけれども、そこら辺のところにつきましては……（「要綱はあるの」の声あり）要綱はございます。以上です。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) 要綱があったからこうなったわけだ。しかしながら、弱者というかお年寄り、朝は子供たち、子供は元気だからお年

寄りの方々はなかなかそういうような要綱があって乗降場所2カ所以上歩かなければならない。そういう要綱は緩和しないとなかなか利用しづらいと私は感じたわけです。その辺の考え方は、これからそういうふうな要綱、今までどおりでやらせてもらうということなのか、その辺をちょっともう少し。できれば緩和して、やっぱりある程度はうちの前から乗せてやれるとか、おろしてやれるとか、そういうふうな利用体系を考えられないものかなと思ったわけです。そういうふうな考え方はどうですか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 私の言葉 足らずのところがありましたけれども、要綱上で、いわゆるお迎えに行くところでの何カ所というふうな規定はございません。

福祉バスにつきましては、いわゆる高齢者の方でありますとか障害者の福祉団体というふうなこともありますので、そこら辺の運用につきましては、今後、委託先であります社会福祉協議会のほうと協議いたしまして、適切に対処していきたいというふうに思います。以上です。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 課長、ひとつ。 できないことはないわけですね。それから、要綱もやはり改正しないと、個人的なというか、そういうふうな団体だけということではいけないわけですから、その辺もぜひひとつ。せっかく企画して、どこそこへ研修に行くんだと張り切っていたやさきに、そういうふうな要綱があるからだめだと。そういうふうにならないようにひとつ。もっと社会福祉協議会が委託されているわけだったら、最初社会福祉協議会のほうへやはりそういうふうな物事をきちっともっと緩和で

きるように、ひとつこれからお願いをしたい。要望的になるんだけど、そういう利用者側に立った形で運行をしていただきたい。お願いします。

次に、成果表の9ページ、企業誘致対策事業。9ページではないか。成果表のこれは何ページだ、企業誘致。ページ数は何ページだ。これは後回しにします、では。98か。ありがとうございます。98ページだそうです。大変失礼しました。98ページ。

この内容を見ますと、企業訪問、32社、39回、これらの訪問先に、トップがもし顔を出されているとすれば、どのくらい顔を出されておられるのか、わかればお聞きしたい。

そしてまた、ページ99の⑥、中核工業団地の未分譲用地の購入。これは、昨年、2億円余りで市が買い入れたという中でありますが、この中で、⑦にもあるわけですが、こういうふうな状況で動いていると。ただ、気になっていたのは、ことしの3月議会において、議会の本会議の最終日等、分譲の契約そういうふうな話が市にあったというような我々議会に示されたわけでした。その後、議長、いろいろ対応しようとしたやさきに、臨時議会の開催もやむを得ないような状況で、そういうような話で、執行部もわかっているかと思いますが、それが急遽キャンセルになった。その辺のこれまでの経過、それはどういうふうなのか。全然変わらない、何もなくなったとなれば、それも結構ですが、この経過はどうなのかお聞かせいただきたい。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 企業誘致対策で ございますけれども、1点は、企業訪問でトップが行ったところというところでございますけれども、やはりうちのほうとしましては、業種を決めながら、特にこの部門というふうなことに力点を

置きながら企業訪問をしているところです。特に医療機器関係とか、今のコールセンターとか、そういったところを特に決めながら、力点を置きながらしております。

トップということで、市長がどのくらいということですが、昨年度は、何社ほどですか、2日ぐらいかけまして、6社、7社ぐらいを回っております。そのほかに首都圏に、福田の工業団地のほうに、横根山もそうですが、本社が東京のほうにある会社がありますので、そのトップの方々と懇談会なども行っているところがございます。

それから、工業団地の分譲で、昨年度末に購入の申し込みがありながらやめたところが確かにありましたけれども、その辺の経過ということでございますが、昨年3月議会の最終日にそういう申し入れがありまして、購入したいということでしたので、ただ議決が必要な土地でございましたので、臨時議会をぜひお願いしたいということでした経緯がございます。ただ、向こうのほうで土地をもう一回勘案したところ、もう少し広い土地が欲しいというようなことで、途中で、買い入れ申込書までいただいたのですが、それを取り下げたという経過がございます。

議員の皆様方には……（「そこまではわかっている」の声あり）

その後、ほかのところでは既に団地が民間のほうに渡っているところがありまして、その物色もちょっとその方々は考えていたような節はありましたけれども、成立までには至っていないという状況でございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 課長、今の1社が契約進展を取りやめたということに関して、あのときの取りやめは、あの場所は狭いと我々に説明があったわけです。では、もっと広いところがあるわけでしょう、あそこには分譲する用地は、

そういうのはあるということをやちゃんと向こうはわかっていると思うんだけど、それに自分たちの会社の見合った用地を欲しいということは当然わかるのですが、観光課長、それは、こういう土地もありますよということを説明されているんですか。そういうふうな物事を踏まえても、まだ、その会社が一向にそれ以後何も何もないという今の状況だということなんでしょう、まず、言ってみれば。

どうもその辺の対応というのは、我々から見れば曖昧というか、甘い。この辺、どうなんですか。課長、そういうふうなこういう土地もありますよとか、そういう説明とかいろいろ会社と話し合いをされたことはあるんですか、その後。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 3月のときには、もうその土地ということで、向こうのほうでもう決定してきてございます。

その後、うちのほうとしても、あそこは7,000平方メートルですけども、もっと広い土地も隣にもありますし、もう少し奥のほうにも1万平方メートルぐらいの土地がございますので、そこを紹介したのですが、1万平方メートルぐらいとなると、今度は広過ぎるというような言い方でございます。先ほども言いましたが、民地として売買はなっているところですけども、そのところも9,000平方メートルぐらいのところがありますのでというふうな紹介もしましたが、そこも何か条件に合わないということで現在に至っているところがございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） わかりました。そういう状況であるということ、経過がわかったわけで、押し売りするようなことはできないわけで

すから。我々から見れば、その企業はこの団地に、あそこに操業するという気力がない、何かそんな感じ。今、課長のいろいろ説明しても、話に乗ってこない。それ以上は私からは説明は申しできませんが、そういう状況であることがわかりました。

まずは、その工業団地、課長はほかの企業の誘致で頭がいっぱいだと思いますが、その辺は現状を大事にさせていただいて、現状の今の会社が、あそこへ5ヘクタールほど欲しいという会社があるということで、その辺の対応をきちっとやってもらえればいいかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと。

次に、今度は決算書のページ139、6款1項3目、これは農地集積協力金940万円、この内容についてまずお聞かせいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この協力金につきましては経営転換、いわゆる離農とか、別の作物に転換するというようなことで、農地を白紙委任ということで貸す方に出る協力金でございますが、面積によって区分がございます。昨年度該当したものについては、0.5ヘクタールを超えて2ヘクタール以下の面積の経営転換あった方、これは1件につき50万円交付になるんですが、これが9件ございまして450万円。それから、2ヘクタールを超える白紙委任、経営転換なされた方が1件につき70万円ということで7件、合計しまして490万円。総計で16件、940万円ということで、面積にしまして35.48ヘクタール、これが集積が図られたというようなことになりません。以上です。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 内容的にはそうなんですけど、これの申請者の話。そういうふうな協力金を受けられた方々は、今課長が言われた方々

だと思いますが、これ、申請して該当にならなかった人のお話なの。課長はわかっているか。担当者がわかっているんだけど、該当にならなかったというその内容ですね。どうも疑問なところが出てきたんです、私なりにですよ。

行政サイドの担当者が、そういうふうな事業申請に当たって、その当事者にいろいろ説明して書類を作成して、そして、これは国策ですから農林省、それらの出先機関、今そういう出先機関は酒田にあるところで、そこで受理されなかった方が出てきている。そういう行政担当者が綿密に事を運んでやったにもかかわらず、認定されなかった。それでこの協力金というものを活用することができなかった。それは、どこに原因があるのかなということ。その辺の状況は課長の耳に入っているか、入っていないか、ちょっとお聞かせいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 これは、後ほど事後報告を受けた案件でございますけれども、この経営転換協力金、いわゆる農地集積協力金につきましては、面積によって先ほど申しましたように3区分になっているというようなことで、その面積の積み上げのところの段階で、筆漏れかなんかしたのかと思われましてランクが1つ落ちたというふうなことで、その差額の部分については、大変申しわけないですが返還いただきたいというふうなケースの報告を受けております。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 時間もあと1分。

そういう状況はやはり好ましくないのよね。担当者が対応してそういう状況が起きるということはですよ。これはできたことであるわけですから、今さらどうしようと言っても、やぶさかではない。そういうところで行政業務をきちっとやっている人が、そういうふうな説明をし

て、そして、国のほうでも県のほうでも連絡をとりあってやって、そして、そういうふうな認定がならなかったと。これは非常に当事者から見れば、納得、理解がされない。ぜひひとつそういうことにならないようにしないと、きちっとした対応をお願いをして、私の質問を終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

初めに、認定に反対討論として佐藤悦子委員。

(1番佐藤悦子委員登壇)

1 番(佐藤悦子委員) 平成25年度一般会計決算に反対討論を行います。

初めに、評価すべきと考えた点についてお話しします。

国民健康保険への法定外繰り入れ、約1億1,000万円で2年連続の増税を抑えたということです。

また、市民の仕事をふやす住宅リフォーム総合支援事業に取り組んできたということです。これは、事業費が13倍にもなりまして、経済波及効果が抜群でした。

また、生活道路の排雪への補助費、わずかではありますが、始まっているということです。

あと、不妊治療費への助成、また、高齢者肺炎球菌予防接種の一部助成、小中学校図書館に延べ14名職員を配置して図書館の活用を図ったこと、また、学校の耐震化の前進、あと、市有施設の耐震化を目指して泉田保育所へ耐震化したこと、再生可能エネルギーの導入、福祉灯油などです。

また、市三役の独自削減に加えて、総務省からの要請を受けて7.5%を削減したこと、あと、平成26年春に泉田保育所を改善して、3歳未満

児受け入れをふやしていただいたことなど、関係各位に本当に敬意を表したいと思っております。

次に、反対の理由を述べます。

1番として、福祉施策のおくれを改善すべきではないかということです。25年度の決算において、実質公債費比率12.4%に改善されました。財政の改善の理由は、人件費の削減、1億8,900万円の削減と維持補修費1億円減と、市民への負担増と、特別徴収などの収納努力、そして市独自の福祉施策の抑え込みによるものではなかったかと思えます。

年金も下がり、長引く不況で家計が低迷している市民にとって、24年度から、国民健康保険税は15.54%1人当たり増税になり、介護保険料も25%引き上げ、後期高齢者医療保険料も引き上げ、年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の範囲の変更で、住民税の子育て世代への増税。こうした増税の結果、税や税外負担金の未納の方が低所者に多い現状が続いています。経済的に厳しい方へ手を差し伸べる市独自の福祉施策が財政再建の中でも削られて、福祉タクシー券や、はり・きゅう・マッサージ補助金など、郡内町村と比べてもかなりおくれしております。3歳未満児の認可保育所への待機児童が年度当初ゼロでありましたが、途中入所希望によって最高時17人にまで待機児が膨れ上がっております。低賃金、不安定雇用で働く若い子育て世代が安心して預けられるということから、認可保育所への需要が多くなっていると思えます。

2つ目の反対の理由は、学校給食などの民間委託や保育所の民営化、指定管理制度というのは、働く人の貧困化を招くということです。民間委託や指定管理を市の直営に戻すことも検討すべきだと思います。働く人の待遇改善は、市民や子供の命を守ることにつながります。

例えば学校給食の地産地消についてですが、これはふえているとのこと、これは関係者の真

剣な努力のたまものです。さらに、食の教育として、地産地消50%以上になるよう頑張りたいと思います。子供のアレルギー増加は、調査結果で、輸入食品の増加と一緒にふえております。狂牛病、O157、中国の冷凍ギョーザ事件、チキンナゲットの肉問題など、輸入・加工食品の安全性が問題だと指摘されております。おいしくて安全な学校給食は、素材から手づくりのできる条件を守らなければなりません。輸入食品や冷凍・加工食品ではなく、地産地消の食材で心を込めた手づくりのできる学校給食を守り、発展させていくことが重要になっていると思います。献立作成は市の栄養士ですが、調理師が手がかけられないとか時間が足りないとなれば、手づくりができないのです。農家と給食をつなぐ専門家の配置も重要と思います。

3つ目の反対の理由は、職員の給与カットであります。これと、正職員数をもっとふやすべきだという点です。

総務省からの要請によって、平成25年7月から平成26年3月まで、職員の給料を1人当たり月2万4,400円減給しました。国や市の財政難のためという理由でありましたけれども、私は、この財政難の理由は、公務員にあるのではないと考えます。庶民には増税をしながら、大企業には法人税減税などの大盤振る舞いをしております。その結果、消費税導入前と現在を比べますと、国は10兆円以上の税収が減っております。そして、財政難で社会保障の財源も枯渇してしまっているのです。公務員も庶民の1人です。賃下げと増税、社会保障の削減で個人消費が落ち込み、市経済に回るお金が減り、税収減へとつながっていく悪魔のサイクルを、行政みずからつくることになっていると思います。

また、正職員について、平成25年度は15人の退職者でした。新規採用は12人でした。平成26年4月1日現在では290人の正規職員でした。

そのほかの職員を見ますと、嘱託職員は100人、日々雇用職員は70人、再任用職員が、新たに7人ということです。再任用職員については、お聞きしましたら、週31時間勤務、正職員という扱いですが、定員管理上の正職員には入っていないということです。しかし、退職したベテラン職員なので、大変仕事はできる。市にとっても大変助かっているという話でした。

臨時職員について相変わらず大変多くて、これをふやして仕事をカバーして全体の人件費を抑制しているという状況です。行財政改革の計画では、平成25年には300人としていたんです。退職者が計画を上回っております。仕事量はふえております。それなのに人が減り、一人一人の責任が重くなり、長時間労働になり、心身を壊す状態にならないのか心配です。臨時職員では、家族を持つ展望を持ちにくいです。正職員をふやして安定して働けるようにすべきだと考えます。公務を支えているのは人です。その専門性は、担い手である労働者の知識、経験として蓄積されております。そして、職場内訓練などを通して長期にたためていかれるものです。あえてそれを中断させることは、税金の無駄遣いです。公務の質を維持向上させるためには、その担い手が誇りを持って安心して働き続けることのできる賃金、労働条件が必要だと思います。

4つ目の反対の理由は、小中一貫教育の推進と標準学力テストの拡大の問題です。小中一貫教育ではなくて、緩やかな小中連携にとどめるべきだと考えます。小中一貫校での4・3・2体制では、小学校高学年としての活動が保障できません。4年生でリーダーをと言いますが、4年生ではリーダーとしての活動はできないというのが現場の声です。大規模な小中一貫校づくりを進めた品川区では、15年間で不登校がふえ、いじめがあると子供から訴えがあったにもかかわらず、先生方が忙し過ぎて対応ができなくて、結果、同学年で3人も子供の自死が起き

ています。いじめなど問題があれば、先生方、子供、保護者のみんなで知恵を集め、時間をかけて話し合うことが必要です。小中一貫校の教育効果は検証されておりません。小学校をなくす方向ではなく、小学校として守り、小学校を充実させる方向を目指すべきだと思います。

また、標準学力テストは、到達度をはかるのではなくて、偏差値でほかとの比較をして競争をあおるものです。小学校2年以降全学年に実施が平成24年度から拡大されました。これは、先生と子供を縛り、テスト対策中心のつまらない学校に追いやるものになるのではないかと心配です。授業改善やおくれた子供への補習ができるよう、子供と先生がじっくりとかかわれる環境づくりに、教育委員会としては力を入れていただくようお願いしたい。そして、子供たちが勉強して楽しいなどと言って喜んで行くような学校に、ぜひしていただきたいものだと思います。

5つ目の反対の理由ですが、好転した財政は、市民の家計を温める施策に生かすべきだということです。財政調整基金は、25年度末、2億円ふえて約17億4,500万円、土地開発公社の現金預金は約1億8,900万円もあります。国保税や介護保険料の引き下げ、利用料などの減免制度の充実、福祉の充実、住宅リフォームの拡充などを進めていただきたいと思います。また、わらすこ広場の利用料や老人福祉センターの利用料、市バスの料金について、引き下げなどで子育て世代や高齢者に少しでも温かい施策の充実を望みます。

ごみの資源化率74.9%という鹿児島県志布志市では、1人当たりのごみ処理費用が年間8,071円、これは2011年度でありまして、全国平均の半分です。その理由は、莫大な経費のかかる焼却炉がないからです。全国平均のごみ処理費用と比べて2億7,000万円節約できているために、産業や福祉、教育に予算が回せるとの

ことでした。ごみ問題、将来、環境と命と資源問題を引き起こすものです。持続可能な地域を子供に残す課題として、ごみを出さない社会の仕組みづくりが求められています。焼却ではなく、減量・資源化を目指していくべきだと考えます。

以上、反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

伊藤 操委員長 認定に賛成討論として、遠藤敏信委員。

(14番遠藤敏信委員登壇)

14番(遠藤敏信委員) 平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

本市の財政につきましては、平成16年度からスタートした財政再建計画とそれを受け継いだ財政再建プランの計画期間である25年度までの10年間において、私ども議会といたしましても一丸となってその健全化を進めてまいりました。

計画期間の最終年度としてのこのたびの決算の成果を見ますと、財政再建に対して早くから市を挙げての取り組みを続けてきた結果が、実質公債費比率や将来負担比率の大きな改善にあらわれてきていると思います。

決算総額については、前年度との比較において歳入歳出ともに大きく伸びております。これは、25年度より校舎建設が本格化した小中一貫教育校建設事業や新庄中学校体育館改築を初めとする小中学校耐震改修事業の実施が主な要因になっているものと思います。

なお、歳出面においては、財政の硬直化の原因とされてきた義務的経費のうち人件費の職員給は着実に減少しており、また公債費についても、起債の継続的な抑制によって減少していることから見ても、財政健全化の土台はますますしっかりと築かれてきているものと思われます。

また、放課後児童対策の拡充や子供の多い世帯の保育料負担の軽減を初めとする地域の子育

て支援事業を中心とした福祉施策の展開や、予防接種事業の拡充を初めとする市民の健康対策の展開は、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために極めて重要なものであります。

そのほか、農業関係における園芸や畜産等の経営基盤の育成と確立に資する事業展開や、商工観光関係における交流人口の拡大や市内立地企業への支援を初めとする市内経済活動活性化のための取り組み、そして教育においては小中一貫教育の推進や施設環境整備など、幅広い分野での事業の展開が図られております。

さらに思い起こせば、この冬も4年連続の大雪でありましたが、除排雪に係る業務などを効果的に実施されたものと認識しています。

このように、喫緊に対応しなければならない多くのことをも含めながら、平成25年度も実効性の高い経費として支出されたものと思います。

このように、平成25年度決算は財政の再建計画のもとでの最終段階において、これまでの市を挙げての継続的な努力が大きな成果としてあらわれ、今後のより安定した財政運営へのきっかけとなる決算として大変意義深いものがあると思います。

しかしながら、国においては地方交付税を抑制していくという方針を示しており、加えて市税収入の先行きが不透明な状況の中で、今後の財政運営においては、歳入の安定確保が大変大きな課題になってくるものと思われまます。私たちのこれまでの努力を無駄にせぬよう、健全な財政運営に細心の注意を払うとともに、事業的確な企画とその執行によって、市勢の発展、そして市民生活向上の期待に応えられることを切に願い、今般決算の賛成討論といたします。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

伊藤 操委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 ほかに討論なしと認めます。よ

って、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたので起立採決いたします。

議案第55号について、原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

伊藤 操委員長 起立多数であります。よって、議案第55号は原案どおり認定すべきものと決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第56号平成25年度新庄市 国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、本件を含む特別会計につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 決算書の192ページの1の1収入未済額2億8,244万円が載っております。これに関してです。成果の138ページの5の(2)資格証明書36世帯というのがありますが、この理由、そして、それらの方々の状況についてお聞かせください。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいまの御質問、主要施策の成果の138ページ下段、被保険者証の資格証明書の交付されている世帯についてということです。

国民健康保険税未納の方への対応ということで、資格証明書、それから短期被保険者証とありますが、資格証明書につきましては、国民健康保険税のいわゆる未納のある方について交付している状況でございます。

その未納の方につきましては、税務課も健康課のほうでも納付できないかという、いろいろな納付するような方向での相談を受けながら対応しておりますけれども、資格証明を受けている方々につきましては、未納されていて、そして、さらにその未納の相談等も行わないような方、何の音沙汰もないような方についての資格証として交付しているものであります。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 県立病院では、10割負担の方が20人弱おられたということでありました。病院にかかる方には保険証を出すということを知っておりますが、そういう立場になかったのかどうか、お願いします。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 県立新庄病院かと思いますが、新庄市民かどうかはちょっとよくわかりませんが、私どものほうでは、基本的に、やはり市民の生活、健康、そういったことを勘案しながら国保運営等を行っておるわけでございます。

したがいまして、先ほども言いましたように、いろいろな形での納税相談やら、あるいは健康状況時の相談等を加味しながら被保険者証の交付を行っている状況でございます。その県立病

院のいわゆる10割負担の方がどういう方々かというのは、特に私のほうでは情報としては聞いておりませんので一概には言えませんが、相談を受けながらいろいろな形で対応していくというのが、私たちの基本的なスタンスです。よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） だとすれば、県立病院と連携も必要なことではなかったらと思うんです。県立病院で10割負担になった方が20人弱おられるということは、やっぱり保険証がない方々で、しかし、病院にかからざるを得なくて行ったという結果、そうなっているんだろーと思います。市町村のほうでは、病院にかかりたいという申し出があれば保険証を直ちに出すと、今まで伺っております。その姿勢が変わらないのであれば、県立病院のケースワーカーとか、県立病院の事務とも連携しながら、もし新庄市民でありましたら、市役所のほうに相談に来てくれとか話を聞きに行くとか、そういう対応も必要だったのではないかなという気がするのですが、どうだったでしょうか。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 県立新庄病院のケースワーカーとか、御相談とかあれば対応しているかとは思いますが、ただいまの事例についての私への報告等をちょっと耳にしておりませんので、今後そういったことがないような、新庄市民として起こらないような形での連携をとっていきよう、担当の者にも話をして、市民の健康管理、そして国民健康保険あるいはさまざまな医療費関係で滞りなくできるようななるべく方策をとれるよう、いろいろ連携をとっていければというふうに思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、審査意見書の31ページ、25年度分の税未納805世帯、未納額7,828万円についてです。これを平均未納額を出してみましたら、1世帯9万7,000円でありました。未納世帯の所得の平均額についてどうだったか、お聞かせください。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 未納世帯の所得の平均額ということでございますけれども、所得の段階別の未納者等については把握してございますけれども、全体の平均額ということについては、把握してございませんが。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、その段階の所得ごとに何人ぐらいずつ、この所得に何人というのがありましたら、教えていただきたいと思えます。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 これは私も税務課のほうでのあくまでも所得区分によって出した数字でございますけれども、所得額ゼロという段階が18.84%ございます。それから、50万円未満が12.81%、それから、50万円から80万円未満まで9.61%、この部分だけで全体で41.26%というふうになってございます。

それから、そのほか、それ以上の部分なんです、一つ一つ申し上げませんが、100万円から300万円未満、この段階が全体を通しての一番高い率になってございまして、286世帯、35.22%という数字になってございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ただいまお聞きしてきて、所得が決して豊かでない、所得ゼロの方な

ども多いし、また、100万円から300万円未満といっても、これらの方々の中の未納というのは家族がおられるだろうというふうに推察されますし、そういう方々の未納世帯、未納金額が平均9万7,000円ということで、やはり国保税が高過ぎる。これは値上げする前では、今回の今年度に比べれば少ないかもしれませんが、それでも高過ぎる状態がこういうことになっているんじゃないかなと思います。

次、決算書の193ページの3、国庫支出金の収入済額は11億1,041万円とありました。収入に占める割合は、成果表の136ページを見ますと、25.1%でありました。

国庫支出金の伸び率は4.72%の伸びで、伸びたかと思いきや、保険給付費の伸びを見ると5.68%でありました。これは、保険給付費のほうが伸びが大きいのに比べて、国庫支出金の伸びが小さいということで、これはなぜなのか、お願いします。

伊藤 操委員長 暫時休憩いたします。

午後1時12分 休憩

午後1時15分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 国庫支出金と、それから療養費の関係ということでの御質問かと思えます。国庫支出金についてですけれども、療養費と連動するような形で直につながっているものではないということです。介護のほうにこの支出金が入ったりするものですから、必ずしも療養費と同じようになるということではないということ御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。そうい

うことかもしれないとは思って、聞いてしまいました。

では、次に、25年度の独自施策をする自治体に、国のペナルティーがあるということを何度も聞いたような気がします、25年度における市独自の施策に対する国のペナルティー金額、本来は来るんだけど、市が独自に施策をしているのを国は許さないといって国庫支出金を減らしていると聞いていますが、その金額は幾らぐらいになると考えておられるのか、わかっていたらお願いします。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 市町村の独自施策によって、新庄市の場合ですと、子供方の医療費の無料化とかいろいろやっておるわけですが、国のほうで、そういったことをやると医療費が余計にかかるんじゃないかということで、単純なその規模の割合でパーセントを掛けて減らしているわけなんですけれども、試算をしてみますと、過去5カ年平均で大体3,500万円ぐらいの減額、1年当たりですね、なっているというような状況です。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) この国庫支出のあり方について、私はもっとはっきりした立場で、市町村などで言わなければいけないなと感じております。国民健康保険の目的は社会保障であるというふうに、1959年以来の国民健康保険法第1条で、はっきりと書かれてあります。これは変わっておりません。戦前からあった国民健康保険法は、相互扶助の共済というふうに書いてありまして、国の責任はない、社会保障という言葉もなかったんです。しかし、国民健康保険の今の一番大事な法律では、社会保障だとはっきり書いてあるんです。ほかの医療保険に加入できない全ての方を被保険者にしております。

ですから、保険税や医療費が払えない人を必ず抱え込むということは、最初からわかっておりました。

憲法第25条では、国の責任でというふうにもいっております。社会生活保障、すなわち社会保障の責任は国にあると、これは憲法でも国民健康保険法でも書いてあります。医療を受ける機会の不均等や疾病が貧困の最大の原因であることが、当時から指摘され続けています。これは、1956年の社会保障制度審議会による勧告でもそう述べられております。払えないほどの国保税をつくった原因は、国にあるんです。国庫負担をふやしたのは当然と思いますが、このことについてどう考えておられるか、お願いします。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

この場合は決算特別委員会でございますので、質問の趣旨をもう少し縮小していただけますようお願いいたします。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) という意味で、市長を先頭に国庫負担をふやせと、そして国の責任ではないかということ言って、国庫負担を大幅にふやして、市町村である国保会計を落ちついてやれるように、国保税を上げなくてもやっていけるようにすべきではないかということをお願いさせていただく必要があると思いますが、25年度におけるそれらの運動といいますかそういうようなことについて、教えていただきたいと思っております。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 国保事業としましては、国民健康保険の被保険者の健康を守るというんでしょうか、病気になったときとかの健康あるいは回復を目指した保険事業でありますけれども、佐藤委員がおっしゃられます国の支出金の削減

等については、多くの市町村でそれぞれの独自の事業として、子供方の無料化とかいろいろやっておるわけですので、その分についてのペナルティーということはないようにということで、市長会など、あらゆる方面で、私ども市町村の集まりのときなども含めまして、いろいろ国のほうに要望するような形で毎年対応させてもらっております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、国民健康保険に関しては、一番責任があるのは国だということをはっきりと認識していただき、相互扶助ではないんだと、あくまでも国の責任で、足りないところを市町村でやらざるを得ないということがあるんだと思います。

そういう意味から、市独自の減免の申請がなかったと聞いておりますが、それはなぜなのか、どうお考えになったのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 国民健康保険税減免がなかったというようなことについてですが、誤解なされないようにちょっとお話ししておきたいんですけれども、一応市の独自減免制度、これは国の制度に基づいて行うものですが、それによりますと、例えば服役によるもの、それから社会保険から離脱した場合の扶養の関係、こういったものの減免というのはございます。

ただ、佐藤委員が常日ごろおっしゃっているような、所得激減による減免というのはなかったというふうなことでございます。

その理由ということでございますが、これまでそういった制度があるということをも十分に周知してこなかったという面も確かにあるかと思えます。ただ、これは今年度の話になりますけれども、いろいろ御相談にいらっしゃった方々が最初におっしゃるのは、もし納められない場合

ですけれども、何とか延ばしてもらえないかと、ちょっと待ってもらえないかというふうな話になります。ここから入ります。まけてくれ減免してくれというふうな話からは、なかなか入らないと。いろいろお話を伺っていると、減免対象になる可能性のある方、こういった方々については、そういう制度もあるというふうに教えなさいと、私のほうから職員に指示してありますけれども、なかなかそういう方向に進むということを承知される方が少なかったということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 職員の立場から、困った方に可能性がある方には教えていこうというそういう姿勢というのは、本当にありがたいことだなと思います。市民には手をとって、こうだよとまでしてあげないと、なかなか自分のこととして捉えられないと思いますので、丁寧に、可能性があるかもしれないといったら、こうなるこうなるまで、先もわかるぐらいまで示して、できるだけ使える方には使っただくように指導をお願いしたいと思います。終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 6 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

1 6 番（新田道尋委員） 私からは、204ページにある2款の保険給付費について質問させていただきます。

この部分は、毎年、エレベーターの上りだけのやつと同じで下りがない。毎年これはふえていっているわけです。24年度と比較すれば、成果表の中の136ページにありますように5.68上がって、金額が1億4,600万円増になっています。それで、監査の意見書の中には18ページを見ると、所帯数が当然減ってきているわけ、218減、被保険者数が660人減、診療件数も同じ

三角がついて3,874減になっているのですが、1人当たりの療養また給付費が、前年度よりも1人当たりで療養費で3万円ですね、給付費で3万2,861円と、こういうふうになって上がっていております。

この現況が、国保税を非常に窮屈にして、今年度においては11.8ですか、保険税を上げざるを得ないような状況になった。どこからも給付されない、補助金も何もない、市独自の自主財源でこれをカバーしていく方法しかないわけです、今のところね。

ですから、これは給付を下げる方法を講じなければならぬ。これは自治体に任せられているわけです。だから、この保険税の中の事業計画をがっちりやらないと、これが下がっていかないとの中身を見ますと、何をやってきたかといいますと、毎年同じようなことを繰り返している。成果書140ページ、被保険者の健康づくり推進事業と記されていますが、ここはずっと見ていきますと、毎年同じような事業展開をやっているわけです。それでもってこの事業をやっても給付費が下がっていかないとすることは、今までやってきたことが余りよろしくないと言わざるを得ない、私から見ればですね。

ですから、新しい何かこの下げるべき事業を見つけていかなければならぬと、私は思うんです。その辺の原因をつかまえているかどうか、まず、課長のほうから、つかまえていたら、どうしてふえたかという原因です。人口は毎年減っていつているわけです。年間に四、五百人は人口減っているんです。その状況でこういうふうに給付費、要するに1人当たりの給付額が保険医療費が上がるというのはどういうことかということを、考えたことがありますか。何かかんかデータから拾って、これではというのがありましたら言って、なかったらいいです。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいまの新田委員からの御質問、全国保険者の課題といいたまいますかそういったところで、私どものほうでも、いろいろ国民健康保険の特別会計として課題あるいは苦慮している、心配している部分でもございます。

医療費につきましてでございますが、被保険者も減っていると、そして診療件数も減っていると、そういった中でなぜ医療費がこんなに伸びるのかという御質問ですけれども、医療費につきましては、いろいろ分析をしております。

特に平成25年度につきましては、2つほど大きな理由がございます。25年度の上期、春にですけれども、医療費、療養費等の請求の内容を見てみますと、過年度分の請求が非常に昨年度当初多かったということがあります。なかなか診療等の結果が来るのがおくれてしまって、過年度分請求が春先多かったということ。それからあと、新田委員も大体想像できるかと思いますが、医療技術が進歩したということで1件当たりの医療費がかかるようになったと。特に昨年あたりを分析してみますと、人工関節といいたまいますか、膝のほうの治療とかそういったところで結構伸びたというふうな実感がございます。それら医療費がふえていく。これから当然医療技術もどんどん伸びていくでしょうし、ますます長生きできるような世の中になっていくだろうということを考え合わせますと、医療費を減らすその大きな要因として考えられるのが、やはり健康でいると、健康を推進していくということかなというふうに思います。

それで、この主要施策の成果で毎年同じようなことをやっていると言われれば、確かに毎年同じように、市民の健康を思って事業を進めておるわけですが、昨年からは、一人一人の意識を改めてもらうこととあわせて、地域での健康に関しての関心を持っていただいて健康づくりからの地域づくりということで、いろいろみんな声掛けをし合ったり運動をしたり楽しく

食事をしたり、1人きりにさせないような地域づくりを進めていくというリーダーづくりとか、あるいは、ことしはモデル事業として行っておりますけれども、そういったことで地域の中での健康づくりというものを意識してもらいながら、なるべく病院にかからないで済むような健康な体を維持していけるようなということでの事業展開も進めております。また来年度も、さらにその内容を濃くしながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) 今、課長のお話を聞きますと大体わかるのですが、このやり方が悪いんじゃないですよ、やり方はいいんですけども、広がりが見えない。ですから、効果があらわれてこないというふうに私は見えています。ちょっと中途半端なんですよ。例えば、新たに去年から、「こつこつ体操」とかというように取り入れましたね、各公民館に。あれは大変いいなと思って私は見えていたのですが、参加者の少ないことと、期間が余りにも短い、短期間である。これはやはり1年間を通してやる事業でなければ、成果があらわれてこないと思うんですよ、こういうことは。短期間で2カ月や3カ月やったって、効果が出るなんていうことはあり得ない。

ですから、もう少し幅を広げて、間口を広げて、期間も広げていくと。通年でやらないと、こういうものは余り効果が出てこないというのが言えるんじゃないかなというふうに思います。

それで、だめだだめだではなくて、こうしたらどうかという提案を、今回、きょう一つ申し上げます。研究してください。

ゆうべ、テレビを見た人いますかね、「ためしてガッテン」。見た人いますね。いるはずですよ。私は偶然にテレビをつけてみたら、それをやっています、これと言って関心を持ってず

っと最後まで見ていました。長野県松本は日本一の長寿県です。松本ではなく、長野県が長寿県です。その松本市でやっている事業、「インターバル速歩」と言っていました。テレビで見えています。これは、ただ歩くだけです。インターバルですから、同じテンポでなくて、速く歩いたり遅く歩いたりいろいろやって、終わった後には牛乳も飲むんです。それが効果があるんだと、要するに筋肉をつくっていくんです。その筋肉がどういうふうな作用をするか。筋肉をいっぱい持った人が、いろいろな病気に対応するだけの力を形成することができるということなんです。リンパ球がふえるということでした。リンパ球は、病気になろうとするものを抑えるんだというふうな医師の説明がありました。これを相当その松本では一生懸命勧めているということをやっていたので、もしできれば、課長が職員を連れて、自分で行かなくてもやってもいいから、研修なさったほうがいいんじゃないかなと。いいことは早くまねたほうがいいです。さっき言っていましたのですが、一人一人が健康に気をつけて、自分の体の健康状態を長く保っていくという努力をすれば、この給付費が絶対下がると私は確信しています。

同じことを何回も何回も繰り返して言っているのですが、その方向性がちょっとまだ見えてこないの、くどいようですが何回も同じことを質問しているわけなんです。何とかしたい。保険税をこれ以上上げたくないとは思っています。皆さんだって相当高い健康保険料を、33万円どころではなくて年間払っているでしょう、保険税。それは当然ですけども。なるだけ下げたいですよ。下げるといっても、健康であったほうがいいわけでしょう、病気にかかるよりは。同じ思いが、みんな市民全員が思っていると思うんです。ですから、それをそういうふうな方向に向かせるような事業を計画して、みんなを引き出すというふうなことを考えてい

くべきじゃないかと思えます。この松本へぜひ行ってもらいたいです。ただ歩くだけです。何も道具は要らないんです。場所も要らないし、道具も要らないし。みんなも歩けばいいんです。その歩き方があると思うので、その辺を研修なさったほうがいいんじゃないですか。

財政課長、その旅費を出してやってください。絶対これは効果がありますので。そうでないと、また苦しくなります。また健康保険税を上げなければならないです。給付費が上がって行って、また一般会計から歳出しなければならないです。これは黙っていると間違いなく上がっていくから。やっぱり震災の仮設住宅に入った人がみんな病気になっていったでしょう、動かないからです。黙って住宅に入りっ放しだから、ああいうふうな現象でみんな病気になっていくんです。そういうことですので、どうですか、やる気ありますか、どうでしょう。

伊藤 操委員長 新田委員に申し上げます。ただいまの質問は、本決算の質疑と違うと認めますので、この件についての答弁は必要なしと判断させていただきます。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) これは、いいですか、来年度の予算に向けた審議なんです。これを生かしていかなければならない。私は、来年の予算にそれを入れてくださいと言いたいから言っているんです。関係ないわけではないの。重要なことなんです。ただ決算の結果を見ればいいんじゃない。予算に反映していくんですよ、この決算というのは。おかしくないんです、その内容は。

伊藤 操委員長 新田委員に申し上げます。再度、答弁は必要なしと判断いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よ

って、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり認定すべきものと決

しました。

議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第61号平成25年度新庄市 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 成果表でいかせていただきますが、151ページの4で、介護老人福祉

施設が載っています。ここで前年比99.2%ということですが、特別養護老人ホームかなと思っていますが、この待機者の状況はどうだったでしょうか。

また、特別養護老人ホームも含めて、ヘルパーの人手不足が心配されていると聞いておりますが、どういう状況だったか。手だてなどありましたら、お願いします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 最初に、特別養護老人ホームの待機者というふうなことですけれども、毎年10月に調査しております。その中では、各施設に申し込みというふうなものがございますので、例えば、新庄市内とか真室川とかに3カ所、4カ所に申し込んでおられる方もいらっしゃいます。また、申し込んでおいて、別の特養に入ってしまったというふうな方もおりますし、中にはお亡くなりになっているというふうな方もいらっしゃいますので、そういったものも引きますと、178名というふうなことになります。

ただ、この178名につきましては、現状の中で仮に悪くなったら入りますみたいな形で、実際に今特養のほうの待機状況を見ますと、結構申し込んでからすぐ実際に入っているというふうなところもございます。新たに「かつろくの里」のほうで80床の特養が来年早々にオープンする予定ですが、そちらのほうのところを期待しているところでございます。

また、介護人材につきましては、昨今のいわゆる一般の企業も含めまして求人状況がよくなっているというふうなこともありまして、なかなか人も集まらないというふうなところも聞いてございます。ただ、現状で人員不足になっているというふうなところは余り聞いていないと

ころでございますので、順調に雇用を行っているものと考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書の253ページ、収入未済額1,196万5,973円で、続いて審査意見書の32ページには、25年度、198人、未納者の数が載っていました。そこで金額について見ますと、25年度ですね。金額、25年度は693万4,253円ということで、これを計算してみますと、1人当たり3万円余りなんです。

ということは、介護保険料第1段階、第2段階が3万円と800円なんです。これに匹敵する。つまり、ほとんどこれに該当するような平均的な人たちが、年金から天引きできないとされているような理由から、払わない、払えないことになっているわけなんです。そういう意味では、介護保険の保険料の未納の方々の状況は、貧困な高齢者ではなかったか、どうでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいま、平均した結果が第1段階、第2段階レベルだというふうなお話がありましたけれども、いろいろ滞納といいますが、一部の納付が進んでいるという方も含めましてこの数字になっているというふうなことでございますので、必ずしもそれと一致することにはならないかというふうに思っております。

それで、介護保険料の25年度の滞納者数について、198名というふうなお話がありました。その中で一番少ない率の段階といいますと、介護保険料は第1段階から第8段階まであるわけですが、やはり最高の第8段階が一番低い率でございます。第8段階に所属される普通徴収の方々のうちの5.43%だけでございます。

それから、一番所得の低い階層といってよろしいかと思うのですが第1段階、これがどうか

といいますと、普通徴収の総数が33名に対して滞納している方は4名、率にしまして12.12%、各8段階の中で2番目に少ない層になっています。

残りの部分ですけれども、残りの部分は最低でも16.30%から最高は34.22%、このくらいの方がそれぞれの段階の中で滞納者になっているというふうな状態です。今申し上げました数字の中で一番大きかった数字、34.22%というのが第2段階に属します。ただ、そのほかの段階につきましても、例えば第3段階は29.41%、第4段階が25%、第6段階、これは基準の段階ですけれども、これが25.86%ということで、各段階に満遍なくといいますか、それなりの率の方々が散らばっているというふうな状況かと思えます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） なかなか複雑なことだったのでなかなか難しいんですけども、市民の中で減免制度の活用はできなかったのか、お聞きします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 介護保険料の減免制度というふうなことでございますけれども、これについては、平成25年度実績としてはございませんでした。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 職員の方は、税を納める、納めない、その市民の皆さんに直接当たっておられまして状況がわかるわけなんです。そういう意味では、これは大変だなという方がおられたときに、こういう減免制度があるよと使えるような減免制度をつくっていただくよう、検討していただくようお願いして、終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 これより採決いたします。

議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 決算書の2ページの(1) 1の1営業収益ですが、予算よりも決算がふえています。これに関して、メーター使用料をなくして水道料金の緩和を図った結果こうなったのか、影響はどうだったのか、ふえた理由など、お願いします。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 メーター使用料につきましては、本年5月より実施したものでございます。それは26年5月分から実施したものでございまして、ことし3月の定例会にお諮りいたしまして皆さんから御可決いただいたものでございまして、25年度決算には影響はないものと考

えております。

続きまして、給水、対予算ということでございますが、決算書18ページでございますが、確かに予算に比べましてふえておりますが、決算額24年度、25年度から見ますと、中ほどの（2）営業収益、約800万円ほど24年度から見れば減収になっております。そのほとんどが給水収益ということでございまして、対予算に対しては増額でございますが、決算額ベースとすれば、収益としましては下がっているという状況でございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

いろいろ頭が混乱しているようです、私も。済みませんでした。

次に、決算書の31ページで、企業債が載っております。ここで、企業債の利息が最高4.75%というのもあります。4%以上のものがかなりありまして、借りかえできれば、利払いがかなり節約できたのではないかと思います、どうだったでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 利払いの関係でございますが、これは平成19年度から24年度まで実施いたしました公的資金の補助金免除制度のことかと思いますが、この補助金免除制度につきましては、24年度で一応国のほうでは廃止しておりますが、水道事業体で組織しております日本水道協会、本市水道事業も加入しておりますが、そういう組織で全国的に、5%未満の企業債についての制度存続と、委員が言われました4%台の企業債についても対象となるように要望しているところでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、決算書の10ペー

ジの2の（1）、これを見ますと、現金預金があります。13億4,993万円ということで、1年間の水道売上金よりもはるかに多い状態となっております。これを有効に活用して老朽管の敷設がえなどで仕事おこしをぜひやっていただきたいし、あと水道料金引き下げも検討等を思うのですが、いかがでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 現金預金の件でございます。

現金預金、そのほとんどが、これまでも御説明申し上げましたが、これは設備を更新するために費用化した減価償却費でございます。その大部分がその現金預金の内部留保資金になっておりますけれども、それについては、今後とも建設改良に伴う資金、また企業債の償還に充てていきたいと考えているところでございます。

なお、工事でございますが、本市水道事業といたしましては、これまでの工事につきましては、なるべく地元の業者を指名競争入札で考えて実施しているところでございます。（「水道料金」の声あり）

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 料金改定ということでございますが、これも再三再四御説明させていただいたところでございますが、料金改定というのは、当年度赤字か黒字かということがまず大前提になろうかと思います。御利用をしている方々に御負担を申し上げるような料金改定、もしくは負担軽減するような料金改定というのがございます。その単年度収支がどのくらい続くのか、また、今後、建設改良等企業債償還金にどのくらい資金が必要になるのか等々を勘案しながら、料金改定というものは考えていかなければならないと思います。

したがいまして、利用者の方々になるべく負担を少なくなるような、低廉で安全・安心した水を安定的に供給するというのが水道事業の使命でございますので、その使命に基づきまして職員一丸となってやっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

閉 議

伊藤 操委員長 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶を申し上げます。

平成25年度決算の認定等9件の審査につつま

しては、ふなれな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑のもとに審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に心より感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見などにつきましては十分精査されまして、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後2時05分 閉議

決算特別委員会委員長 伊藤 操